

GMDSS 関連機器の改正に関する事項

改正規則等

安全設備規則
無線設備規則
無線設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
国際条約による証書に関する規則
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

現行 SOLAS 条約第 IV 章に規定される GMDSS の要件は 1980 年代の技術を想定したものであるため、これまでの GMDSS 関連の無線通信機器の技術の進展や衛星通信の新サービスに対応した規定となるように、SOLAS 条約第 IV 章の全面的な見直しを IMO 第 86 回海上安全委員会 (MSC86) から IMO にて検討されてきた。

その結果、IMO 第 105 回海上安全委員会 (MSC105) において、SOLAS 条約及び関連する HSC Code, MODU Code の改正が、決議 MSC.496~499(105), MSC504~506(105)として採択された。また、GMDSS 関連の各機器の新性能基準も決議 MSC.508(105), MSC.510~517(105)として採択された。

更に、2023 年 5 月の IMO 第 10 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR10) において、無線機器の GMDSS 要件適合に関するガイドライン COMSAR.1/Circ.32/Rev.2 が承認された。

今般、上記 IMO 決議及び無線機器の GMDSS 要件適合に関するガイドライン COMSAR.1/Circ.32/Rev.2 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり

- (1) A3 水域の定義を改める。
- (2) A1, A2, A3, A4 水域のそれぞれの水域に応じた備えるべき無線設備の要件を改める。
- (3) GMDSS 関連機器の各性能基準を改める。
- (4) 貨物船安全設備証書, 貨物船無線設備証書及び貨物船安全証書の書式を改める。

「国際条約による証書に関する規則」の一部を次のように改正する。

様式 1-2 を次のように改める。

様式 1-2

Page 1 of 4

証書番号 第
Certificate No.

号

貨物船安全設備証書 CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(省略)

船舶の要目 ¹⁾

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

載貨重量 (メートル・トン) ²⁾

Deadweight of ship (metric tons)

船舶の長さ (第三章第 3 規則 12)

Length of ship (regulation III/3.12)

国際海事機関船舶識別番号 ³⁾

IMO Number

船舶の種類 ⁴⁾

Type of ship

バルクキャリア

Bulk carrier

油タンカー

Oil tanker

化学薬品タンカー

Chemical tanker

ガス運搬船

Gas carrier

上記以外の貨物船

Cargo ship other than any of the above

(省略)

1) 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。 Alternatively, the particulars of the ship may be placed horizontally in boxes.

2) 油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。 For oil tankers, chemical tankers and gas carriers only.

3) この情報は、機関により決議 A.1117(30)として採択された国際海事機関船舶識別番号精度による。 In accordance with the IMO Ship Identification Number Scheme, adopted by the Organization by resolution A.1117(30).

4) 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1. この船舶が上記の条約第 I 章第8規則に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation I/8 of the Convention.
2. 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 - 2.1 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire-control plans;
 - 2.2 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;
 - 2.3 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;
 - 2.4 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;
 - 2.5 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
the ship was provided with lights, shapes and means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;
 - 2.6 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;
 - 2.7 この船舶が上記の条約第 II-2 章第 17 規則 / 第 III 章第 38 規則²⁴⁾ に従って代替設計及び配置をしている / していない²⁴⁾ こと。
the ship was / was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-2/17 / III/38 of the Convention;
 - 2.8 防火 / 救命設備²⁴⁾ のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に 附属されている / 附属されていない²⁴⁾ こと。
a Document of approval of alternative design and arrangements for fire protection / life-saving appliances and arrangements is / is not appended to this Certificate.
3. この船舶が上記の条約第 III 章第 26 規則 1.1.1²⁴⁾に従って、
.....
の海域に限定されて運航されていること。
That the ship operates in accordance with regulation III/26.1.1.1 within the limits of the trade area
.....
4. 免除証書が 発給されている / 発給されていない²⁴⁾ こと。
That an Exemption Certificate has / has not been issued.

(省略)

発給日

Date of issue

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

²⁴⁾ 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.

5) 船上にある自己復原部分閉囲型の救命艇の場合では、1986年7月1日以後1998年7月1日前に建造された船舶に適用する SOLAS (MSC.6(48)) による1983年の改正を参照すること。 Refer to the 1983 amendments to SOLAS (MSC.6(48)), applicable to ships constructed on or after 1 July 1986, but before 1 July 1998 in the case of self-righting partially enclosed lifeboat(s) on board.

6) 上記の条約第 I 章第 14 規則(a)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則 (h) の規定に従って改められる場合を除くほか、同条約第 I 章第 2 規則 (n) に規定する検査基準日となる。 Insert the date of expiry as specified by the Administration in accordance with regulation I/14(a) of the Convention. The day and the month of this date correspond to the anniversary date as defined in regulation I/2(n) of the Convention, unless amended in accordance with regulation I/14(h).

年次検査及び定期的検査に係る裏書
Endorsement for Annual and Periodical surveys

上記の条約第 I 章第8規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
 THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/8 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

年次検査
 Annual survey:

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____
 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査／定期的検査 ²⁴⁾
 Annual / Periodical survey :

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____
 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査／定期的検査 ²⁴⁾
 Annual / Periodical survey :

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____
 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査
 Annual survey:

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____
 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査又は定期的検査
Annual/Periodical survey in accordance with regulation I/14(h)(iii)

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査／定期的検査 ²⁾において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an Annual / Periodical survey in accordance with regulation I/14(h)(iii) of the Convention, this ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____
 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

~~24)~~ 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.

上記の条約第 I 章第 14 規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/14(c) applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章第 14 規則 (c) の規定に従って
 年 月 日 まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(c) of the Convention, be accepted as valid until _____.

適用せず

NOT APPLICABLE

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

更新検査が完了し、上記の条約第 I 章第 14 規則 (d) の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the Renewal survey has been completed and regulation I/14(d) applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章 14 規則 (d) の規定に従って
 年 月 日 まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(d) of the Convention, be accepted as valid until _____.

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

上記の条約第 I 章第 14 規則 (e) 又は (f) の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/14(e) or I/14(f) applies

この証書は、上記の条約第 I 章 14 規則 (e) / (f) ²⁴⁾ の規定に従って 年 月 日 まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/14(e) / I/14(f) of the Convention, be accepted as valid until _____.

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

上記の条約第 I 章第 14 規則 (h) の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation I/14(h) applies

上記の条約第 I 章第 14 規則 (h) の規定に従い、新たな検査基準日は、 年 月 日とする。

In accordance with regulation I/14(h) of the Convention, the new anniversary date is _____.

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

(省略)

²⁴⁾ 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.

様式 1-3 を次のように改める。

様式 1-3

Page 1 of 4

貨物船の安全のための設備の記録(様式 E)

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

(省略)

2. 救命設備の詳細
Details of life-saving appliances

(省略)

		<small>げん</small> 左舷 Port side	右舷 <small>げん</small> Starboard side
2	ダビット進水式救命艇の総数 Total number of davit launched lifeboats
2.1	ダビット進水式救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them
2.2	自己復原部分閉囲型の救命艇 (第 III 章第 43 規則) の数 ²⁾ Number of self-righting partially enclosed lifeboats (regulation III/43)

(省略)

5) 船上にある自己復原部分閉囲型の救命艇の場合では、1986年7月1日以後 1998年7月1日前に建造された船舶に適用する SOLAS (MSC.6(48)) による 1983 年の改正を参照すること。Refer to the 1983 amendments to SOLAS (MSC.6(48)), applicable to ships constructed on or after 1 July 1986, but before 1 July 1998 in the case of self-righting partially enclosed lifeboat(s) on board.

SER-88P(JPN)(201.01)

様式 1-3

Page 2 of 4

(省略)

4.1	救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life saving appliances
4.1.1	捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices
4.1.1.1	レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)
4.1.1.2	捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)
4.1.2	双方向 VHF 無線電話装置の数 Number of two way VHF radiotelephone apparatus

SER-88P(JPN)(201.01)

3. 航海設備の詳細

Details of navigational systems and equipment

	項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1	磁気コンパス ⁴⁰⁾ Standard magnetic compass
1.2	予備の磁気コンパス、羅盆 ⁴⁰⁾ Spare magnetic compass
1.3	ジャイロ・コンパス ⁴⁰⁾ Gyro-compass
1.4	ジャイロ・レピータ (非常操舵場所での船首方位情報用) ⁴⁰⁾ Gyro-compass heading repeater
1.5	ジャイロ・レピータ (全方位の測定用) ⁴⁰⁾ Gyro-compass bearing repeater
1.6	自動操舵装置 (船首方位制御方式又は航跡制御方式) ⁴⁰⁾ Heading or track control system
1.7	方位測定コンパス装置 (ペロラスを含む。) ⁴⁰⁾ Pelorus or compass bearing device
1.8	船首方位及び方位の修正手段 Means of correcting heading and bearings
1.9	船首方位伝達装置 (THD) ⁴⁰⁾ Transmitting heading device (THD)
2.1	海図 又は 電子海図情報表示装置 (ECDIS) ²⁴⁾ Nautical charts / Electronic chart display and information system (ECDIS)
2.2	ECDIS の予備装置 Back-up arrangements for ECDIS
2.3	航海用刊行物 Nautical publications
2.4	電子航海用刊行物の予備装置 Back-up arrangements for electronic nautical publications
3.1	衛星航法装置, 無線航法装置 又は マルチシステム船上無線航法受信機 ^{42), 43)} Receiver for a global navigation satellite system / terrestrial radionavigation system / multi-system shipborne radionavigation receiver
3.2	航海用レーダー (9GHz) ⁴⁰⁾ 9GHz radar
3.3	第 2 番目の航海用レーダー (3GHz 又は 9GHz ²⁴⁾) ⁴⁰⁾ Second radar (3GHz / 9GHz)
3.4	自動衝突予防援助装置 (ARPA) ⁴⁰⁾ Automatic radar plotting aid (ARPA)
3.5	自動物標追跡装置 ⁴⁰⁾ Automatic tracking aid
3.6	第 2 番目の自動物標追跡装置 ⁴⁰⁾ Second automatic tracking aid

3.7	電子プロット装置 46) Electronic plotting aid
4.1	船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)

- ~~46)~~ 本要件に合致する代替手段は、第 V 章第 19 規則の下で許可される。他の手段の場合、逐一明記しなければならない。Alternative means of meeting this requirement are permitted under regulation V/19. In case of other means they shall be specified.
- ~~24)~~ 適宜削除すること。 / Delete as appropriate.

SER-88P(JPN)(~~204~~.01)

3. 航海設備の詳細
Details of navigational systems and equipment

項目 Item	実際の措置 Actual provision
4.2 船舶長距離識別追跡装置 Long-range identification and tracking system
5.1 航海情報記録装置 (VDR) ^{㉔)} Voyage data recorder (VDR)
5.2 簡易型航海情報記録装置 (S-VDR) ^{㉔)} Simplified voyage data recorder (S-VDR)
6.1 船速距離計 (対水) ^{㉔)} Speed and distance measuring device (through the water)
6.2 船速距離計 (船首尾及び横方向の対地) ^{㉔)} Speed and distance measuring device (over the ground in the forward and athwartships direction)
7 音響測深機 ^{㉔)} Echo-sounding device
8.1 舵角, プロペラ回転数, 推力, ピッチ及び操作モード表示器 ^{㉔, ㉔)} Rudder, propeller, thrust, pitch and operational mode indicator
8.2 回頭角速度計 ^{㉔)} Rate-of-turn indicator
9 音響受信装置 ^{㉔)} Sound reception system
10 非常操舵場所との通話装置 ^{㉔)} Telephone to emergency steering position
11 信号灯 ^{㉔)} Daylight signalling lamp
12 航海用レーダー反射器 ^{㉔)} Radar reflector
13 国際信号書 International Code of Signals
14 国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume III
15 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)

(省略)

発給日
Date of issue

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

^{㉔)} 本要件に合致する代替手段は、第 V 章第 19 規則の下で許可される。他の手段の場合、逐一明記しなければならない。Alternative means of meeting this requirement are permitted under regulation V/19. In case of other means they shall be specified.

^{㉔)} 適宜削除すること。 / Delete as appropriate.

様式 1-4 を次のように改める。

様式 1-4

証書番号 第
Certificate No.

Page 1 of 4
号

貨物船安全無線証書 CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE

(省略)

船舶の要目 ¹⁾

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

認められた航行海域 (第 IV 章第 2 規則) ²⁾

Sea areas in which ship is

certified to operate (regulation IV/2)

国際海事機関船舶識別番号 ³⁾

IMO Number

-
- 1) 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。Alternatively, the particulars of the ship may be placed horizontally in boxes.
 - 2) A3 海域で運航する船舶において、認定された移動衛星業務の内容を括弧で明記すること。For a ship certified to operate in sea area A3, indicate the recognized mobile satellite service in brackets.
 - 3) この情報は、機関により決議 A.1117(30)として採択された国際海事機関船舶識別番号精度による。In accordance with the IMO Ship Identification Number Scheme, adopted by the Organization by resolution A.1117(30).

SR-88P(JPN) (24.01)

14.07

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

- 1. この船舶が上記の条約第 I 章第 9 規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation I/9 of the Convention.
- 2. 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 - 2.1 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;
 - 2.2 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
the provision and the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention.
- 3. 免除証書が 発給されている / 発給されていない ²⁴⁾ こと。
That an Exemption Certificate has / has not been issued.

この証書は、上記の条約第 I 章第 9 規則の規定に基づく定期的検査が行われることを条件として、
.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until
subject to the Periodical surveys in accordance with regulation I/9 of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based

.....において発給した。

Issued at

発給日

Date of issue

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

²⁴⁾ 該当しないものを抹消すること。Delete as appropriate.

5) 上記の条約第 1 章第 14 規則(a)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(h)の規定に従って改められる場合を除くほか、同条約第 1 章第 2 規則(n)に規定する検査基準日となる。Insert the date of expiry as specified by the Administration in accordance with regulation I/14(a) of the Convention. The day and the month of this date correspond to the anniversary date as defined in regulation I/2(n) of the Convention, unless amended in accordance with regulation I/14(h).

(省略)

SR-88P(JPN) (24.01)

~~44.07~~

上記の条約第 I 章第 14 規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/14(c) applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章第 14 規則 (c) の規定に従って
年 月 日 まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(c) of the Convention, be accepted as valid until _____.

適用せず

NOT APPLICABLE

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

更新検査が完了し、上記の条約第 I 章第 14 規則 (d) の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the Renewal survey has been completed and regulation I/14(d) applies

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章 14 規則 (d) の規定に従って
年 月 日 まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(d) of the Convention, be accepted as valid until _____.

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

上記の条約第 I 章第 14 規則 (e) 又は (f) の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/14(e) or I/14(f) applies

この証書は、上記の条約第 I 章 14 規則 (e) / (f) ²⁴⁾ の規定に従って 年 月 日 まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/14(e) / I/14(f) of the Convention, be accepted as valid until _____.

場所

Place:

署名

日

Signed: _____

Date:

(省略)

~~24)~~ 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.

SR-88P(JPN) (24.01)

44.07

様式 1-5 を次のように改める。

様式 1-5

Page 1 of 2

貨物船の安全のための無線設備の記録 (様式 R)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

(省略)

2. 無線設備の詳細
Details of radio facilities

(省略)

1.3.4	直接印刷電信 Direct printing telegraphy	
-------	--------------------------------------	--

SRR-88P(JPN) (201.01)

2. 無線設備の詳細
Details of radio facilities

	項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.4	認定された移動衛星業務船舶地球局 Recognized mobile satellite service ship earth station	
	船舶・陸上間遭難警報発信のための補助手段	
2	Secondary means of alerting/initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	
	海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備	
3	Facilities for reception of maritime safety information <u>MSI and search and rescue related information</u>	
	ナビテックス受信機	
3.1	NAVTEX receiver	
	高度集団呼出受信機	
3.2	ECC receiver	
	HF 直接印刷電信受信機	
3.3	HF direct printing radiotelegraph receiver	
	衛星系利用非常用位置指示無線標識装置	
4	Satellite EPIRB	
	コスパス・サセサット	
4.1	COSPAS SARSAT	
	VHF 非常用位置指示無線標識	
5	VHF EPIRB	
	双方向 VHF 無線電話装置	
5	<u>Two-way VHF radiotelephone apparatus</u>	
	持ち運び式双方向 VHF 無線電話装置	
5.1	<u>Portable two-way VHF radiotelephone apparatus</u>	
	救命用の端艇及びいかだ固定式双方向 VHF 無線電話装置	
5.2	<u>Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft</u>	
	船舶の捜索及び救助のための位置標識に係る設備	
6	Ship's search and rescue locating devices	
	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた	
	捜索救助用レーダー・トランスポンダー	
6.1	Radar search and rescue transponders (radar SART) <u>stowed for rapid placement in survival craft</u>	
	救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・ト	
	ランスポンダー	
6.2	<u>Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft</u>	
	救命用の端艇及びいかだに迅速に配置できるように積付けられた	
	捜索救助用位置指示送信装置	
6.2.3	AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) <u>stowed for rapid placement in survival craft</u>	
	救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用位置指示送信	
	装置	
6.4	<u>AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft</u>	

(省略)

様式 1-6 を次のように改める。

様式 1-6

Page 1 of 8

証書番号 第
Certificate No. 号

貨物船安全証書 CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(省略)

船舶の要目 ¹⁾

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

載貨重量 (メートル・トン) ⁴⁾

Deadweight of ship (metric tons)

船舶の長さ (第III章第3規則 12)

Length of ship (regulation III/3.12)

認められた航行海域 (第IV章第2規則) ³⁾

Sea areas in which ship is certified to operate (regulation IV/2)

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number⁴⁾

船舶の種類 ⁵⁾

Type of ship

バルクキャリア

Bulk carrier

油タンカー

Oil tanker

化学薬品タンカー

Chemical tanker

ガス運搬船

Gas carrier

上記以外の貨物船

Cargo ship other than any of the above

1) 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。Alternatively, the particulars of the ship may be placed horizontally in boxes.

4) タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船のみに対し記載すること。For oil tankers, chemical tankers and gas carriers only.

3) A3 海域で運航する船舶において、認定された移動衛星業務の内容を括弧で明記すること。For a ship certified to operate in sea area A3, indicate the recognized mobile satellite service in brackets.

4) この情報は、機関により決議 A.1117(30)として採択された国際海事機関船舶識別番号精度による。In accordance with the IMO Ship Identification Number Scheme, adopted by the Organization by resolution A.1117(30).

5) 該当しないものを抹消すること。Delete as appropriate.

(省略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

1. この船舶が上記の条約第 I 章第 8 規則から第 10 規則までの規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulations I/8, I/9 and I/10 of the Convention.
2. 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 - 2.1 上記の条約第 I 章第 10 規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第 II-1 章及び第 II-2 章の関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していることが明らかとなったこと。
the condition of the structure, machinery and equipment as defined in regulation I/10 was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapter II-1 and chapter II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire-control plans);
 - 2.2 この船舶が上記の条約第 II-1 章 G 部に適合し、燃料として
..... を用いている / 適合していない ^{㉔)} こと。
the ship complied with part G of Chapter II-1 of the Convention using
..... as fuel / N.A. ^{㉔)}
 - 2.3 最近の二回の船底の外部の検査が 及び に行われたこと。
the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place
on and
 - 2.4 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire-control plans;
 - 2.5 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の^ぎ機装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;
 - 2.6 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;
 - 2.7 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;
 - 2.8 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
the provision and the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

^{㉔)} 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.

- 2.9 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。
 the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;
- 2.10 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
 the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;
- 2.11 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
 in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;
- 2.12 この船舶が上記の条約第 II-1 章第 55 規則 / 第 II-2 章第 17 規則 / 第 III 章第 38 規則 ²⁵⁾ に従って代替設計及び配置をしている / していない ²⁵⁾ こと。
 the ship was / was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/55 / II-2/17 / III/38 of the Convention;
- 2.13 機関及び電気設備 / 防火 / 救命設備 ²⁵⁾ のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に 附属されている / 附属されていない ²⁵⁾ こと。
 a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations / fire protection / life-saving appliances and arrangements is / is not appended to this Certificate.
- 3 この船舶が上記の条約第 III 章第 26 規則 1.1.1²⁶⁾に従って、

 の海域に限定されて運航されていること。
 That the ship operates in accordance with regulation III/26.1.1.1 within the limits of the trade area

- 4 免除証書が 発給されている / 発給されていない ²⁵⁾ こと。
 That an Exemption Certificate has / has not been issued.

(省略)

発給日
 Date of issue

日本海事協会
 NIPPON KAIJI KYOKAI

²⁵⁾ 該当しないものを抹消すること。 Delete as appropriate.
⁶⁾ 船上にある自己復原部分閉囲型の救命艇の場合では、1986年7月1日以後1998年7月1日前に建造された船舶に適用する SOLAS (MSC.6(48)) による1983年の改正を参照すること。 Refer to the 1983 amendments to SOLAS (MSC.6(48)), applicable to ships constructed on or after 1 July 1986, but before 1 July 1998 in the case of self-righting partially enclosed lifeboat(s) on board.
⁷⁾ 上記の条約第1章第14規則(a)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則 (h) の規定に従って改められる場合を除くほか、同条約第1章第2規則 (n) に規定する検査基準日となる。 Insert the date of expiry as specified by the Administration in accordance with regulation I/14(a) of the Convention. The day and the month of this date correspond to the anniversary date as defined in regulation I/2(n) of the Convention, unless amended in accordance with regulation I/14(h).

この証書 2.1 の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書
Endorsement for Annual and Intermediate surveys relating to structure, machinery and equipment referred to in paragraph 2.1 of this certificate

上記の条約第 I 章第 10 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
 THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/10 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

年次検査

Annual survey:

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査 / 中間検査 ²⁵⁾

Annual / Intermediate survey :

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査 / 中間検査 ²⁵⁾

Annual / Intermediate survey :

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査

Annual survey:

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/Intermediate survey in accordance with regulation I/14(h)(iii)

上記の条約第 I 章第 10 規則及び第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査/中間検査 ²⁵⁾ において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an Annual / Intermediate survey in accordance with regulations I/10 and I/14(h)(iii) of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

場所

Place:

日

Date: Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

署名

Signed: _____

²⁵⁾ 該当しないものを抹消すること。Delete as appropriate.

船底の外部の検査に係る裏書⁸⁾

Endorsement for inspections of the outside of the ship's bottom

上記の条約第 I 章第 10 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an inspection required by regulation I/10 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

一回目の検査

First inspection:

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

二回目の検査

Second inspection:

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

この証書の 2.3 から 2.5 まで、2.8 及び 2.9 の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書

Endorsement for Annual and Periodical surveys relating to life-saving appliances and other equipment referred to in paragraphs 2.3, 2.4, 2.5, 2.8 and 2.9 of this certificate

上記の条約第 I 章第 8 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/8 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

年次検査

Annual survey:

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

年次検査／定期的検査²⁵⁾

Annual / Periodical survey:

場所

Place:

日

Date:

署名

Signed:

Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

(省略)

²⁵⁾ 該当しないものを抹消すること。Delete as appropriate.

8) 追加的な検査のための欄を設けることができる。Provision may be made for additional inspections.

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査又は定期的検査
Annual/Periodical survey in accordance with regulation I/14(h)(iii)

上記の条約第 I 章第 8 規則及び第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく年次検査／定期的検査 ²⁵⁾ において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an Annual / Periodical survey in accordance with regulations I/8 and I/14(h)(iii) of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____
 Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI

(省略)

²⁵⁾該当しないものを抹消すること。Delete as appropriate.

SF-88P(JPN) (24.01) ~~47.04~~

SF-88P(JPN) (24.01) ~~47.04~~

上記の条約第 I 章第 14 規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/14(e) or I/14(f) applies

この証書は、上記の条約第 I 章第 14 規則(e) / (f) ²⁵⁾ の規定に従って _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで効力を有するものと

する。

The certificate shall, in accordance with regulation I/14(e) / I/14(f) of the Convention, be accepted as valid until _____.

場所
 Place:
 日
 Date:

署名
 Signed: _____

(省略)

²⁵⁾ 該当しないものを抹消すること。Delete as appropriate.

SF-88P(JPN) (24.01) ~~47.04~~

様式 1-7 を次のように改める。

様式 1-7

Page 1 of 6

貨物船の安全のための設備の記録 (様式 C)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

(省略)

	左舷 Port side	右舷 Starboard side
2 ダビット進水式救命艇の総数 Total number of davit launched lifeboats
2.1 ダビット進水式救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them
2.2 自己復原部分閉囲型の救命艇 (第 III 章第 43 規則 ^㉒) の数 Number of self-righting partially enclosed lifeboats (regulation III/43)

6) 船上にある自己復原部分閉囲型の救命艇の場合では、1986 年 7 月 1 日以後 1998 年 7 月 1 日前に建造された船舶に適用する SOLAS (MSC.6(48)) による 1983 年の改正を参照すること。Refer to the 1983 amendments to SOLAS (MSC.6(48)), applicable to ships constructed on or after 1 July 1986, but before 1 July 1998 in the case of self-righting partially enclosed lifeboat(s) on board.

SFR-88P(JPN)(204.01)

様式 1-7

Page 2 of 6

2. 救命設備の詳細
 Details of life-saving appliances

(省略)

11 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life saving appliances
11.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices
レーダー トランスポンダー 11.1.1 Radar search and rescue transponders (SART)
11.1.2 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) 捜索救助用位置指示送信装置
11.2 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus 双方向 VHF 無線電話装置の数

SFR-88P(JPN) (204.01)

3. 無線設備の詳細
Details of radio facilities

(省略)

1.3.4	直接印刷電信 Direct printing telegraphy	
-------	---	--

(省略)

2	船舶・陸上間遭難警報発信のための補補助手段 Secondary means of alerting <u>initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts</u>	
3	海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information <u>MSI and search and rescue related information</u>	
3.1	ナビテックス受信機 NAVTEX receiver	
3.2	高度集団呼出受信機 ECC receiver	
3.3	HF 直接印刷電信受信機 HF direct printing radiotelegraph receiver	

3. 無線設備の詳細
Details of radio facilities

	項目 Item	実際の措置 Actual provision
4	衛星系利用非常用位置指示無線標識装置 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サールサット COSPAS-SARSAT	
5	VHF 非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	
5	双方向 VHF 無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1	持ち運び式双方向 VHF 無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.2	救命用の端艇及びいかだ固定式双方向 VHF 無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	
6	船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating devices	
6.1	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた 搜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	
6.2	救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用レーダー・ト ランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	
6.3	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	
6.4	救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用位置指示送信 装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	

(省略)

5. 航海設備の詳細
 Details of navigational systems and equipment

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1 磁気コンパス ⁴⁷⁾ Standard magnetic compass
1.2 予備の磁気コンパス、羅盆 ⁴⁷⁾ Spare magnetic compass
1.3 ジャイロ・コンパス ⁴⁷⁾ Gyro-compass
1.4 ジャイロ・レピータ（非常操舵場所での船首方位情報用） ⁴⁷⁾ Gyro-compass heading repeater
1.5 ジャイロ・レピータ（全方位の測定用） ⁴⁷⁾ Gyro-compass bearing repeater
1.6 自動操舵装置（船首方位制御方式又は航跡制御方式） ⁴⁷⁾ Heading or track control system
1.7 方位測定コンパス装置（ペロラスを含む。） ⁴⁷⁾ Pelorus or compass bearing device
1.8 船首方位及び方位の修正手段 Means of correcting heading and bearings

⁴⁷⁾ 本要件に合致する代替手段は、第V章第 19 規則の下で許可される。他の手段の場合、逐一明記しなければならない。
 Alternative means of meeting this requirement are permitted under regulation V/19. In case of other means they shall be specified.

SFR-88P(JPN)(204.01)

5. 航海設備の詳細
Details of navigational systems and equipment

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.9 船首方位伝達装置 (THD) ⁴²⁾ Transmitting heading device (THD)
2.1 海図 又は 電子海図情報表示装置 (ECDIS) ⁴³⁾ Nautical charts / Electronic chart display and information system (ECDIS)
2.2 ECDIS の予備装置 Back-up arrangements for ECDIS
2.3 航海用刊行物 Nautical publications
2.4 電子航海用刊行物の予備装置 Back-up arrangements for electronic nautical publications
3.1 衛星航法装置, 無線航法装置 又は マルチシステム船上無線航法受信機 ⁴⁴⁾⁴⁵⁾⁴⁶⁾ Receiver for a global navigation satellite system / terrestrial radionavigation system / multi-system shipborne radionavigation receiver
3.2 航海用レーダー (9GHz) ⁴⁷⁾ 9GHz radar
3.3 第 2 番目の航海用レーダー (3GHz 又は 9GHz ⁴⁸⁾) ⁴⁷⁾ Second radar (3GHz / 9GHz)
3.4 自動衝突予防援助装置 (ARPA) ⁴⁷⁾ Automatic radar plotting aid (ARPA)
3.5 自動物標追跡装置 ⁴⁷⁾ Automatic tracking aid
3.6 第 2 番目の自動物標追跡装置 ⁴⁷⁾ Second automatic tracking aid
3.7 電子プロットング装置 ⁴⁷⁾ Electronic plotting aid
4.1 船舶自動識別装置 (AIS) Automatic identification system (AIS)
4.2 船舶長距離識別追跡装置 Long-range identification and tracking system
5.1 航海情報記録装置 (VDR) ⁴⁹⁾ Voyage data recorder (VDR)
5.2 簡易型航海情報記録装置 (S-VDR) ⁴⁹⁾ Simplified voyage data recorder (S-VDR)
6.1 船速距離計 (対水) ⁴⁷⁾ Speed and distance measuring device (through the water)
6.2 船速距離計 (船首尾及び横方向の対地) ⁴⁷⁾ Speed and distance measuring device (over the ground in the forward and athwartships direction)

7	音響測深機 ⁴⁷⁾ Echo-sounding device	
8.1	舵角, プロペラ回転数, 推力, ピッチ及び操作モード表示器 ^{51,47)} Rudder, propeller, thrust, pitch and operational mode indicator	

⁴⁷⁾ 本要件に合致する代替手段は、第V章第 19 規則の下で許可される。他の手段の場合、逐一明記しなければならない。Alternative means of meeting this requirement are permitted under regulation V/19. In case of other means they shall be specified.

⁵¹⁾ 適宜削除すること。 / Delete as appropriate.

SER-88P(JPN)(201.01)

5. 航海設備の詳細
 Details of navigational systems and equipment

項目 Item	実際の措置 Actual provision
8.2 回頭角速度計 #7) Rate-of-turn indicator
9 音響受信装置 #7) Sound reception system
10 非常操舵場所との通話装置 #7) Telephone to emergency steering position
11 信号灯 #7) Daylight signalling lamp
12 航海用レーダー反射器 #7) Radar reflector
13 国際信号書 International Code of Signals
14 国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume III
15 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)

この記録が全ての点において正しいことを証明する。
 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。

Issued at

発給日

Date of issue

日本海事協会
 NIPPON KAIJI KYOKAI

#7) 本要件に合致する代替手段は、第V章第 19 規則の下で許可される。他の手段の場合、逐一明記しなければならない。
 Alternative means of meeting this requirement are permitted under regulation V/19. In case of other means they shall be specified.

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

(日本籍船舶用)

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

(11)及び(12)を次のように改める。

1.4.2 機器等の整備等*

次に掲げる機器等については、本会の整備基準に従って、本会の検査員の立会のもとで整備を行わなければならない。ただし、本会が適当と認める整備事業者により整備を行う場合にあっては、このかぎりではない。

- (1) 膨脹式救命いかだ，救命浮器（膨脹式）及び水圧式離脱装置
- (2) 海上脱出装置
- (3) 膨脹式救命胴衣
- (4) 膨脹式の救命いかだ支援艇
- (5) ナブテックス受信機
- (6) 高機能グループ呼出受信機
- (7) VHF デジタル選択呼出装置
- (8) VHF デジタル選択呼出聴守装置
- (9) デジタル選択呼出装置
- (10) デジタル選択呼出聴守装置
- (11) 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置
- (12) レーダー・~~トランスポンダー~~SART 及び AIS-SART
- (13) 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置
- (14) 航海用レーダー
- (15) 自動衝突予防援助装置
- (16) 電子プロットティング装置
- (17) 自動物標追跡装置
- (18) 船舶自動識別装置
- (19) 航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）
- (20) その他本会が必要と認める安全設備

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

-1.(8)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち次に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。設備登録申込者は、本会が別に定めるところにより登録検査申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

- (1) 救命艇、救命いかだ及び救助艇並びにそれらの艀装品、進水装置及び乗込装置の図面及び配置図
- (2) 照明配置図（招集場所、乗艇場所、それらの通路、階段及び出口並びに非常電源装置からの電路）
- (3) 航海灯、形象物及び音響信号の配置図及び要目
- (4) 救命設備図（落下傘付信号、火せん及び救命索発射器の数量、要目及び格納場所を示したもの）
- (5) 救命設備図（救命浮環（自己点灯灯、自己発煙信号、浮揚性の救命索が取り付けられているものを含む）、救命胴衣、イマーション・スーツ及び耐暴露服の数量、要目及び格納場所を示したもの）
- (6) 航海設備図（磁気コンパス（羅盆を含む）、ジャイロコンパス、航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器、推力計（ある場合に限る）、回頭角速度計、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置、航海情報記録装置、船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置）、船橋航海当直警報装置、電子海図情報表示装置、昼間信号灯の数量及び要目を示したもの）
- (7) 水先人用移乗設備図（水先人用移乗設備の数量、要目及び配置）
- (8) GMDSS 設備図（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置、浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー=SART、AIS-SART、持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置及び補助電源の数量、要目及び配置を示したもの）

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.10 救命艇及び救命いかだの乗込装置及び進水装置 (SOLAS Chapter III Reg.16, Reg.33)

2.10.1 一般 (SOLAS Chapter III Reg.16, Reg.33)*

-10.を次のように改める。

-10. 総トン数 2 万トン以上の船舶においては、ダビット進水式救命艇は、必要に応じてもやい綱を用い、船舶が静穏な水面を 5 ノットまで前方への行き足がついている場合に進水することができるものでなければならない。

2.16 の表題を次のように改める。

2.16 通信 (SOLAS Chapter ~~III~~ Reg.6 IV Reg.7)

2.16.1 GMDSS 救命設備*

-2.から-4.を次のように改める。

-1. 双方向無線電話装置

船舶には、**3.31.1** に規定する持運び式双方向無線電話装置又は **3.31.2** に規定する固定式双方向無線電話装置を少なくとも 3 台備えなければならない。

-2. ~~レーダー・トランスポンダ~~ SART 及び AIS-SART

(1) 船舶には、**3.30.1** に規定する ~~レーダー・トランスポンダ~~ SART 又は **3.32** に規定する AIS-SART を各舷に少なくとも 1 台備えなければならない。

(2) ~~レーダー・トランスポンダ~~ SART 又は AIS-SART を、**2.15.1-4.**に規定する救命いかだを除き、いかなる救命艇及び救命いかだにも迅速に積付けることができる場所に積付けるか、又は、1 台の ~~レーダー・トランスポンダ~~ SART 又は AIS-SART を救命艇及び救命いかだに積付けなければならない。

(3) 自由降下進水式救命艇を備える船舶の場合には、1 台の ~~レーダー・トランスポンダ~~ SART 又は AIS-SART を自由降下進水式救命艇に備え、その他の ~~レーダー・トランスポンダ~~ SART 又は AIS-SART は船内での使用及びその他の救命艇及び救命いかだのいずれへの移設が行えるよう、船橋に極めて近い場所に保管しなければならない。

-3. 浮揚型 ~~極軌道衛星利用衛星系~~ 非常用位置指示無線標識装置

(1) 船舶には、**3.29.1** に規定する浮揚型 ~~極軌道衛星利用衛星系~~ 非常用位置指示無線標識装置 を少なくとも 1 台備えなければならない。

(2) 当該装置は、非常の際に救命艇又は救命いかだに運ぶことができ、かつ、船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積付けなければならない。ただし、

本会が船舶の大きさ等を考慮し、その積付けが困難と認める場合には、非常の際に救命艇又は救命いかだのいずれか1隻に運ぶことができるように、船橋その他の適当な場所に積付けることができる。

-4. 船舶には、**3.29.2** に規定する非浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置を少なくとも1台備えなければならない。ただし、浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積付け、又は当該場所から遠隔操作することができるもの及び本会が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。

2.17 再帰反射材

2.17.1 を次のように改める。

2.17.1 一般

船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇、救命浮環、救命胴衣、イマーシオン・スーツ、耐暴露服、救命いかだ支援艇及び浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置には、本会が適当と認める方法により再帰反射材を取り付けなければならない。

2.19 試験

2.19.1 製造所等における試験*

(7)を次のように改める。

次に掲げるものについては、本会が適当と認める機関により本編 3 章及び 4 章の規定する基準又はそれと同等以上と本会が認める基準への適合が、船舶への搭載前に確認されたものでなければならない。

- (1) 救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救助艇
- (2) 救命浮環
- (3) 救命胴衣、イマーシオン・スーツ、耐暴露服、保温具及び作業用救命衣
- (4) 救命索発射装置
- (5) 救命いかだ支援艇
- (6) 自己点火灯、自己発煙信号、救命胴衣灯、落下傘付信号、火せん、信号紅炎、発煙浮信号、水密電気灯、日光信号鏡、探照灯、再帰反射材
- (7) 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダ=SART, AIS-SART, 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置
- (8) 進水装置及び乗込装置

3 章 救命設備の要件

3.13 救命艇の一般要件 (LSA コード 4.4)

3.13.1 救命艇の構造

-3.(2)を次のように改める。

-3. 救命艇は、次の規定を満たす十分な強さのものでなければならない。

- (1) 定員及び艀装品を満載したまま安全に進水することができること。
- (2) 船舶が静穏な水面を 5 ノットの前方へ行き足がついている場合に進水し、かつ、引かれることができること。(自由降下進水式救命艇は除く。)

3.13.8 救命艇の艀装品*

(1)を次のように改める。

本規定及び 3.13 に規定する救命艇の艀装品のすべての項目は、固縛、箱若しくは区画室内の収納、ブラケット若しくは類似の取付け装置による収納又は他の適切な手段により救命艇内に厳重に保管しなければならない。艀装品は、船体放棄の手順を妨げることがないような方法で保管しなければならない。救命艇の艀装品はできる限り小型の、かつ、質量の小さいものでなければならない。かさばらない適当な形にまとめなければならない。別段の規定がある場合を除き、救命艇の標準艀装品は、次に掲げるものとする。

- (1) 2 の独立した推進装置 (2 の別個の機関、軸系、燃料タンク、管装置及びその他の関連する付属品から構成されるもの) を備える救命艇及び自由降下進水式救命艇を除き、静穏な水面で前進するために十分な浮き得るオール。トール・ピン、クラッチ又はこれらと同等の装置を各オールのために備えなければならない。トール・ピン又はクラッチは、索又は鎖によって救命艇に取り付けなければならない。

((2)から(33)は省略)

3.29 の表題を次のように改める。

3.29 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置

3.29.1 を次のように改める。

3.29.1 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置の一般要件*

2.16.1-3.に規定する浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。また、浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置は、全球測位衛星システム (GNSS) による位置情報を含む遭難警報を、406 MHz の遭難救助プロセッサあるいは遭難救助レピータを搭載する衛星に送信できなければならない。

- (1) 非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

- (2) 水密であり、水上に浮くことができ、かつ、20mの高さから水上に投下した場合に損傷しないものであること。
- (3) 信号を発信していることを表示できるものであること。
- (4) 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。
- (5) 夜間において、自動的に0.75カンデラ以上の光を周期的に発するものであること。
- (6) 浮揚性の索が取り付けられたものであること。
- (7) 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- (8) 48時間以上連続して使用することができるものであること。
- (9) 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。
- (10) 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。
- (11) 外部は、非常に見やすい色であること。
- (12) 測位のためのGNSS受信機及びGNSS信号が受信可能な状態かどうかを表示する機能を備えていること。
- (13) 勧告ITU-R M.1371 (Technical Characteristics for an Automatic Identification System using Time Division Multiple Access in VHF Maritime Mobile Frequency Band) に準拠したAISの位置表示信号を備えていること。
- (14) 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置が作動した時、GNSSによる測位は、5分以下の間隔で更新されること。
- (15) 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置が作動し、更新された位置情報が初めてAISメッセージにより送信された時、漂流による移動速度を3knotと仮定して、送信された位置と実際の位置の間の誤差が30mを超えないこと。

3.29.2を次のように改める。

3.29.2 非浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置の一般要件*

非浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 非常の際に極軌道衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。
- (2) 信号を発信していることを表示できるものであること。
- (3) 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。
- (4) 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- (5) 48時間以上連続して使用することができるものであること。
- (6) 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。
- (7) 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。

3.30の表題を次のように改める。

3.30 ~~レーダー・トランスポンダー~~SART

3.30.1を次のように改める。

3.30.1 ~~レーダー・トランスポンダー~~SARTの一般要件

2.16.1-2.に規定する~~レーダー・トランスポンダー~~SARTは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 非常の際に付近の他の船舶又は航空機のレーダーに対し有効かつ確実に応答することができるものであること。
- (2) 非常の際に未熟練者でも使用することができること。
- (3) レーダーに応答したことを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。
- (4) 待機状態であることが表示できるものであること。
- (5) 水密であり、かつ、20mの高さから水上に投下した場合に損傷しないものであること。
- (6) 水上に浮くことができ、かつ、浮揚性の索が取り付けられたものであること（救命艇等と一体となって備え付けられている場合を除く）。
- (7) 96時間の待機状態を続けた後、8時間以上連続して応答することができるものであること。
- (8) 外部は、非常に見やすい色であること。
- (9) 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。
- (10) 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- (11) 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。
- (12) 12個の等間隔の輝点によってレーダー上に遭難信号の位置を表示できるようにすること。

3.31 双方向無線電話装置

(15)として次の1号を加える。

3.31.1 持運び式双方向無線電話装置の一般要件*

2.16.1-1.に規定する持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 非常の際に救命艇相互間、船舶と救助艇との間等で有効かつ確実に通信を行うことができるものであること。
- (2) 容易に持ち運ぶことができること。
- (3) 周波数の選択が容易であり、かつ、選択した周波数を明確に識別することができるものであること。
- (4) 無線電話遭難周波数を含む 2ch 以上の周波数において通信を行うことができるものであること。
- (5) 周波数の選択のための操作以外は、片手で行うことができるものであること。
- (6) スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから5秒以内に作動するものであること。
- (7) 水密であり、かつ、1mの高さから木板上に投下した場合にその機能を害しないものであること。
- (8) 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。
- (9) 小型軽量であり、かつ、使用者の衣服に容易に取り付けることができるような措置が講じられているものであること。また、手首又は首から吊り下げするためのストラップであってウィークリンクを有するものを備えるものであること。

- (10) 手袋を着用している場合においても容易に操作できるものであること。
- (11) 電源は、装置と一体となった電池により得られるものであること。
- (12) 送信時間と受信時間の比が 1 対 9 である場合において 8 時間以上連続して使用することができるものであること。
- (13) 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。
- (14) 非常の際に未熟練者でも使用することができること。
- (15) 相手先ブランド名製造者 (OEM) が明記されていること。

4 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される救命設備の特例

4.3 その他の特例

4.3.5 の表題を次のように改める。

4.3.5 ~~レーダー・トランスポンダ~~SART 及び AIS-SART

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. **2.16.1-2.**にかかわらず、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶のうち、次のいずれかに該当する船舶に備える~~レーダー・トランスポンダ~~SART 又は AIS-SART を 1 個として差し支えない。

- (1) 総トン数 500 トン未満の船舶。
- (2) 船級符号に *Restricted Greater Coasting Service* 又はこれらに相当する付記を有する船舶。
- (3) 船級符号に *Coasting Service* 又はこれらに相当する付記を有する船舶。

-2. **2.16.1-2.**にかかわらず、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶のうち、次のいずれかに該当する船舶には~~レーダー・トランスポンダ~~SART 及び AIS-SART を備えなくて差し支えない。

- (1) 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶。
- (2) 瀬戸内を航行する船舶。
- (3) 区域を限定して航行する船舶。

4.3.6 の表題を次のように改める。

4.3.6 ~~浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置~~

2.16.1-3.及び **2.16.1-4.**にかかわらず、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶のうち、次に掲げる船舶については**2.16.1-3.**及び**2.16.1-4.**の規定を適用しない。

- (1) 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶。
- (2) 瀬戸内を航行する船舶。
- (3) 区域を限定して航行する船舶。

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.19 ナブテックス受信機*

-1.を次のように改める。

-1. ナブテックス受信機により海上安全情報及び搜索救助関連情報を受信することができる定められた水域又は加盟国政府が定める水域（ナブテックス水域）を航行する船舶には、ナブテックス受信機を船橋その他本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。

-2. ナブテックス受信機は附属書 4-2.1.19 に定める性能基準に適合したものでなければならない。

2.1.23 デジタル選択呼出装置*

-2.を次のように改める。

-1. 総トン数 100 トン以上の船舶には、MF デジタル選択呼出装置（MF で運用するデジタル選択呼出装置をいう。）を船橋その他の本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、A1 水域のみを航行する船舶及び本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶は、この限りでない。

-2. A4 水域又は ~~A3 水域~~ を航行する船舶には、HF デジタル選択呼出装置（HF で運用するデジタル選択呼出装置をいう。）を船橋その他の本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、~~インマルサット直接印刷電信若しくはインマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を備える船舶及び本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶~~ にあっては当該装置の備え付けを要しないこの限りではない。

-3. デジタル選択呼出装置は常用電源のほか予備の独立の電源からも給電できなければならない。

-4. デジタル選択呼出装置は附属書 4-2.1.23 に定める性能基準に適合したものでなければならない。

2.1.24 デジタル選択呼出聴守装置*

-2.を次のように改める。

-1. 総トン数 100 トン以上の船舶には、MF デジタル選択呼出聴守装置（MF で運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。）を船橋その他の本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、A1 水域のみを航行する船舶及び本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶は、この限りでない。

-2. A4 水域又はA3 水域を航行する船舶には、HF デジタル選択呼出聴守装置（HF で運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。）を船橋その他の本会が適当と認める場所に備えなければならない。ただし、~~インマルサット直接印刷電信若しくはインマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を備える船舶及び~~本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶にあっては~~当該装置の備え付けを要しない~~この限りではない。

-3. デジタル選択呼出聴守装置は、常用電源のほか予備の独立の電源からも給電できなければならない。

-4. デジタル選択呼出聴守装置は附属書 4-2.1.24 に定める性能基準に適合したものでなければならない。

2.1.30 補助電源*

-1. 船舶には、常に必要な電力が充電されている蓄電池により構成される独立の補助電源を備えなければならない。

-2. 前-1.の規定により備える補助電源は、航行水域に応じて表 2.1 に掲げる設備に対し、給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち本会が必要と認めるものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

-3. 前-1.により備える補助電源は、表 2.1 に規定する設備に対し、鋼船規則 H 編 3.3 に規定する非常電気設備の要件を満たす船舶にあっては 1 時間、それ以外の船舶にあっては 6 時間以上給電することができるものでなければならない。ただし、本会が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、本会が適当と認める時間によることができる。

表 2.1 を次のように改める。

表 2.1 補助電源からの給電が要求される設備

補助電源からの給電が要求される設備	航行水域			
	A1	A2	A3	A4
(a) VHF デジタル 選択呼出装置及び VHF 無線電話設備	○	○	○	○
(b) MF デジタル 選択呼出装置、 MF 直接印刷電信及び MF 無線電話設備		○	○	○
(c) インマルサット 直接印刷電信及び インマルサット 無線電話設備又は本会が相当と認める移動衛星業務による直接印刷電信及び本会が相当と認める移動衛星業務による無線電話設備			○	⊖
(d) HF デジタル 選択呼出装置、 HF 直接印刷電信及び HF 無線電話設備			⊖	○
(e) 国内法による予備の(a)から(d)の設備	○	○	○	○
(f) その他本会が必要と認める設備	*	*	*	*

(備考)

○：補助電源からの給電を必要とする。

*：本会の定めるところによる。

附属書 4-2.1.19 ナブテックス受信機

1.1 一般

1.1.1 一般

(1), (3)及び(4)を次のように改める。

ナブテックス受信機は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 海上安全情報及び搜索救助関連情報を有効に受信し、表示又は印刷することができるものであること。ここでいう「有効に受信し、表示又は印刷することができるもの」とは、次のものをいう。

(a) 国際ナブテックス受信機にあつては、次に掲げる要件に適合するもの。

- i) 国際電気通信連合無線通信規則で規定された周波数 (518 kHz) で機能する第1受信部と、第1受信部と同時にナブテックス用の他の2つ以上の周波数 (490 kHz 及び 4209.5 kHz) で機能する第2受信部の、2つの受信部を備えていること。受信情報の表示又は印刷については、第1受信部によって受信されたものが優先されること。
- ii) それぞれの受信部は、一方の受信部による受信情報の表示又は印刷がもう一方の受信部の受信を妨げないものであって、それぞれの受信部の受信する文字の誤差率が4%以下のものであること。
- iii) 表示装置又は印刷装置は、1行に少なくとも32文字表示又は印刷することができるものであること。
- iv) 表示装置は、少なくとも16行表示できるものであって、通常想定される全ての使用条件において容易に視認できる設計・大きさであること。
- v) 表示装置は、海上安全情報及び搜索救助関連情報を表示した後、自動的に改行又は表示完了の標示をするものであること。印刷装置は、受信した海上安全情報及び搜索救助関連情報を印字完了後、自動的に改行するものであること。
- vi) 自動的に改行されたことにより単語が分断された場合には、分断されたことが分かるように表示又は印刷することができるものであること。
- vii) 受信した海上安全情報及び搜索救助関連情報の文字に誤りが検出された場合には、当該文字の代わりに「*」を表示又は印刷することができるものであること。
- viii) 表示装置が専用のものである場合は、次の要件に適合すること。
 - 1) 非圧縮の海上安全情報及び搜索救助関連情報を受信したときは、受信通知が直ちに表示され、確認時又は24時間後まで表示され続けること。
 - 2) 非圧縮の海上安全情報及び搜索救助関連情報自体も表示されること。
- ix) 印刷装置が専用のものでない場合は、次のいずれかを選択して印刷することができるものであること。
 - 1) 受信した全ての海上安全情報及び搜索救助関連情報
 - 2) 記憶装置内の全ての海上安全情報及び搜索救助関連情報
 - 3) 受信周波数、位置、海上安全情報及び搜索救助関連情報の指定等の全

ての海上安全情報及び搜索救助関連情報

- 4) 表示されている全ての海上安全情報及び搜索救助関連情報
 - 5) 表示されている中から選んだ任意の海上安全情報及び搜索救助関連情報
- x) 他の航法装置又は通信装置へのデータ転送のために 1 以上の適切なインターフェースが備え付けられていること。
 - xi) 専用の印刷装置がない場合には、印刷装置と接続する標準的なインターフェースが備え付けられていること。
 - xii) 他の航法装置又は通信装置との全てのインターフェースは、IEC 規格 61162 に適合するものであること。
 - xiii) 決議 MSC.302(87)に適合する警戒通報管理のインターフェースが備え付けられていること。
- (b) 日本語ナビテックス受信機にあつては、次に掲げる要件に適合するもの。
- i) 表示装置又は印刷装置は、1 行あたり 16 文字以上で 10 行以上又は 1 行あたり 10 文字以上で 16 行以上の表示又は印刷することができるものであること。
 - ii) 表示装置は、通常想定される全ての使用条件において容易に視認できる設計・大きさであること。
 - iii) 前(1)(a)v), vii), viii), ix) (3)を除く) 及び xii)の要件に適合しているものであること。
- (2) 搜索又は救助の情報を受けた場合には、警報を発するものであること。この警報は、船橋において聞き取ることができること。また、警報の停止は手動でのみ行えること。
- (3) 海上安全情報（航行警報、気象警報並びに搜索及び救助の情報を除く。）の選択受信が可能であり、かつ、その選択受信状態を表示すること（少なくとも 6 時間の電源の停止があっても消去されないこと。）ができるものであること。また、選択表示が可能なものについては、表示されていない海上安全情報及び搜索救助関連情報を直ちに表示できるものであること。
- (4) 受信した海上安全情報及び搜索救助関連情報を有効に蓄積することができるものであること。ここでいう「有効に蓄積することができるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。
- (a) 各受信装置の内部に国際ナビテックスにあつては平均 500 文字の海上安全情報及び搜索救助関連情報を 200 件以上、日本語ナビテックスにあつては平均 250 文字の海上安全情報及び搜索救助関連情報を 190 件以上蓄積できること。
 - (b) 蓄積された海上安全情報及び搜索救助関連情報が利用者によって消されることがないこと。
 - (c) 蓄積した海上安全情報及び搜索救助関連情報には、新しい海上安全情報及び搜索救助関連情報によって上書きされないように保存符号を付けることができること。ただし、保存符号のついた海上安全情報及び搜索救助関連情報を蓄積できるのは、容量全体の 25%までとすること。保存符号が必要でなくなったときは、任意に解除できること。
 - (d) 蓄積容量を超える海上安全情報及び搜索救助関連情報を受信した場合には、保存符号が付いていない海上安全情報及び搜索救助関連情報であつて最も古いものが消去されること。

- (e) 海上安全情報及び搜索救助関連情報を誤差率 4%以下で受信することができた場合のみ、当該情報の ID が蓄積されること。
- (f) 国際ナビテックスにあってはそれぞれの受信機ごとに少なくとも 200 以上、日本語ナビテックスにあっては 190 以上の海上安全情報及び搜索救助関連情報の ID が蓄積できること。
- (5) 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。
- (6) 無線受信装置, 印刷装置又は表示装置及び情報蓄積装置が適正に作動することを確認するための措置が講じられたものであること。
- (7) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (8) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (9) 機械的雑音は, 船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (10) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (11) 過電流, 過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- (12) 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (13) 2 以上の電源から給電されるものにあつては, 電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。

附属書 4-2.1.21 VHF デジタル選択呼出装置

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

VHF デジタル選択呼出装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 2 以上の制御装置を備える場合にあっては、船橋に設置したものの使用を優先し、かつ、各制御装置において他の装置が使用中であることを表示することができるものであること。
- (2) 遭難周波数（チャンネル 70）において付近の他の船舶及びその他の施設と次に示す呼出しの送信及び受信ができるものであること。
 - (a) 作成した呼出しを送信前に確認するための手段が講じられていること。
 - (b) 受信した呼出しに含まれる情報を文字で表示できるものであること。
 - (c) 受信機入力起電力が1マイクロボルトの信号を受信したとき、文字誤り率が1%以下であること。
- (3) 船橋において呼出しの送信及び受信ができるものであること。
- (4) 常時遭難呼出しの送信の開始と中断ができ、かつ、誤操作による遭難呼出しの送信の開始を防止するための措置が講じられているものであること。この場合、誤操作による遭難呼出しの送信を防止するための措置については次によること。
 - (a) 遭難呼出しの送信を開始する専用のボタン（以降、遭難呼出しボタンとも呼称）を有し、かつ、当該ボタンは次に掲げる要件に適合すること。
 - i) ITU-T デジタル入力パネル又は ISO キーボードのキーでないこと。く、通常の操作で使用するボタンやキーとは物理的に別なボタンとすること。
 - ii) 明確に識別できるものであること。赤色で「DISTRESS」とマークされたものであること。透明でない保護蓋やカバーを取り付ける場合、その蓋やカバーにも「DISTRESS」のマークをつけること。
 - iii) 不用意な操作から保護されたものであること。遭難呼出しボタンは、例えばヒンジにより恒久的に取り付けられるスプリングの蓋またはカバーがついていること。使用者がボタンを作動するために、追加で付けたシールをはがしたり、蓋やカバーを壊したりする必要がないようにすること。
 - iv) 遭難呼出しボタンの作動時に、可視可聴で知らされるようにすること。遭難呼出しボタンは3秒以上押し続けたときに遭難警報が開始されるようにすること。点滅光と断続的な音響信号はすぐに始まるようにすること。ボタンを押してから3秒後、遭難警報の送信が開始され、可視表示は静定して、音響信号は止まること。遭難警報が発信される前に遭難呼出しボタンを離した場合、可視表示は消えて、音響信号も止まること。
 - (b) 遭難呼出しの送信開始には、独立した2以上の操作を要すること。1つ目の操作として、保護蓋やカバーを開け、2つ目の操作として遭難呼出しボタンを押すこととしてみなしてよい。
- (5) 遭難呼出しの送信の開始が、他のいかなる操作よりも優先されるものであること。
- (6) 自己識別符号を記憶でき、かつ、容易に変更できないものであること。

- (7) 自船の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報を手動及び自動操作により入力できるものであること。また、これらの情報が定期的に更新されない場合には、警報を発するものであること。
- (8) 呼出しを受信した場合には、可視可聴の警報（遭難呼出し及びその他の重要な呼出し（緊急呼出し及び遭難に関する呼出し）を受信した場合には、特別な可視可聴の警報）を発するものであること。
- (9) 受信された遭難情報を読み出されるまで記憶しているもの（受信された遭難呼出しが直ちに印刷されない場合には、20件以上の遭難呼出しを記憶できるもの）であること。
- (10) 適正に作動することが信号を発信することなく確認できるものであること。
- (11) スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから~~1分~~5秒以内に作動するものであること。
- (12) 電波を発信していることを表示できるもの（遭難呼出しの送信状態を通常を送信状態と明確に区別できるもの）であること。
- (13) 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。
- (14) 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。
- (15) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (16) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (17) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (18) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (19) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- (20) 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (21) 2以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。
- (22) 定在波（SWR）比が高くなりすぎた場合、送信機を止めることなく自動で送信機の出力を下げることができ、適切な警報を発令すること。
- (23) 国際電気通信連合無線通信規則の附属書 18 に従って遭難周波数を 4 桁のチャンネル番号で表示できるようにすること。可能であれば、チャンネル 16 とともにチャンネル 70 をわかりやすくするようにする。
- (24) INS（IMO 決議 MSC.252(83)に記載されるような統合システム）のように離れたコントローラーからもチャンネルの選択や MMSI の設定ができるようになっていること。
- (25) ICS（IMO 決議 MSC.517(105)に記載されるような統合システム）や INS や IBS（MSC/Circ.1061 に記載されるような統合システム）の一部とする場合または航海システムに接続する場合、それらのシステムが GMDSS に影響を与えないこと。
- (26) 目標の情報を可能な限り利用できるようにするため、受け取った遭難警報、海上安全情報及び捜索救助関連情報から船の識別情報や位置情報を航海装置のディスプレイに通知できるようにすること。

(27) 警報は IMO 決議 MSC.302(87)の関連箇所に従い，可視表示方法やシステムの文字や画像の表現方法は IMO 決議 MSC.191(79)の関連箇所に従ってヒューマンマシンインターフェースを備えること。

附属書 4-2.1.22 VHF デジタル選択呼出聴守装置

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

VHF デジタル選択呼出聴守装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 船橋において遭難周波数（チャンネル 70）で連続的に聴守でき、かつ、次に示す受信が行えるものであること。
 - (a) 受信した呼出しに含まれる情報を文字で表示できるものであること。
 - (b) 受信機入力起電力が1マイクロボルトの信号を受信したとき、文字誤り率が1%以下であること。
- (2) 適正に作動することが確認できるものであること。
- (3) 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。
- (4) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (5) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (6) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (7) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (8) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- (9) 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (10) 2以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。
- (11) 自己識別符号を記憶でき、かつ、容易に変更できないものであること。
- (12) 呼出しを受信した場合には、可視可聴の警報（遭難呼出しその他重要な呼出しを受信した場合には、特別な可視可聴の警報）を発するものであること。
- (13) 受信された遭難情報を読み出されるまで記憶しているもの（受信された遭難呼出しが直ちに印刷されない場合には、20件以上の遭難呼出しを記憶できること。）であること。受信してから48時間経過後削除されること。
- (14) スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから~~1分~~5秒以内に作動するものであること。
- (15) 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。
- (16) 国際電気通信連合無線通信規則の附属書 18 に従って遭難周波数を4桁のチャンネル番号で表示できるようにすること。可能であれば、チャンネル16とともにチャンネル70をわかりやすくするようにする。
- (17) 受信機の周波数偏差は1,000,000分の10であること。
- (18) INS (IMO 決議 MSC.252(83)に記載されるような統合システム) のように離れたコ

ントローラーからもチャンネルの選択や MMSI の設定ができるようになっていること。

- (19) ICS (IMO 決議 MSC.517(105)に記載されるような統合システム) や INS に記載されるような統合システム) や IBS (MSC/Circ.1061 に記載されるような統合システム) の一部とする場合または航海システムに接続する場合, それらのシステムが GMDSS に影響を与えないこと。
- (20) 目標の情報を可能な限り利用できるようにするため, 受け取った遭難警報, 海上安全情報及び搜索救助関連情報から船の識別情報や位置情報を航海装置のディスプレイに通知できるようにすること。
- (21) 警報は決議 MSC.302(87)の関連箇所に従い, 可視表示方法やシステムの文字や画像の表現方法は決議 MSC.191(79)の関連箇所に従ってヒューマンマシンインターフェースを備えること。

附属書 4-2.1.23 デジタル選択呼出装置

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

1. デジタル選択呼出（以下、DSC という）装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 遭難周波数（MF で運用するものは 2,187.5kHz, HF で運用するものは 4,207.5kHz, 6,312kHz, 8,414.5kHz, 12,577kHz 及び 16,804.5kHz）において他の船舶その他の施設と次に示す呼出しの送信及び受信ができるものであること。
 - (a) 作成した「呼出し」を送信前に確認するための手段が講じられていること。
 - (b) 受信した呼出しに含まれる情報を文字で表示できるものであること。
 - (c) 受信機入力起電力が1マイクロボルトの信号を受信したとき、文字誤り率が1%以下であること。
 - (d) チャンネルの切替えは、155秒以内に行えること。
 - ~~(e) 走査受信を行う場合は、選択したすべてのチャンネルを2秒以内に走査できること。~~
- (2) 選択した周波数又は選択された周波数を制御盤上に表示することができるものであること（MF のみで運用するものを除く。）。
- (3) 2 以上の制御装置を備える場合にあっては、船橋に設置したものの使用を優先し、かつ、各制御装置において他の装置が使用中であることを表示することができるものであること。
- (4) 船橋において呼出しの送信及び受信ができるものであること。
- (5) 常時遭難呼出しの送信の開始と中断ができ、かつ、誤操作による遭難呼出しの送信の開始を防止するための措置が講じられているものであること。この場合、誤操作による遭難呼出しの送信を防止するための措置については次によること。
 - (a) 遭難呼出しの送信を開始する専用のボタンを有し、かつ、当該ボタンは次に掲げる要件に適合すること。
 - i) ITU-T デジタル入力パネル又は ISO キーボードのキーでないこと。く、通常の操作で使用するボタンやキーとは物理的に別なボタンとすること。
 - ii) 明確に識別できるものであること。赤色で「DISTRESS」とマークされたものであること。透明でない保護蓋やカバーを取り付ける場合、その蓋やカバーにも「DISTRESS」のマークをつけること。
 - iii) 不用意な操作から保護されたものであること。遭難呼出しボタンは、例えばヒンジにより恒久的に取り付けられるスプリングの蓋またはカバーがついていること。使用者がボタンを作動するために、追加で付けたシールをはがしたり、蓋やカバーを壊したりする必要がないようにすること。
 - iv) 遭難呼出しボタンの作動時に、可視可聴で通常操船する場所に知らされるようにすること。遭難呼出しボタンは3秒以上押し続けたときに遭難警報が開始されるようにすること。点滅光と断続的な音響信号はすぐに始まるようにすること。ボタンを押してから3秒後、遭難警報の送信が開始され、

可視表示は静定して、音響信号は止まること。遭難警報が発信される前に遭難呼出しボタンを離した場合、可視表示は消えて、音響信号も止まること。

- (b) 遭難呼出しの送信開始には、独立した2以上の操作を要すること。1つ目の操作として、保護蓋やカバーを開け、2つ目の操作として遭難呼出しボタンを押すこととしてみなしてよい。
- (6) 遭難呼出しの送信の開始が、他のいかなる操作よりも優先されるものであること。
- (7) 自己識別符号を記憶でき、かつ、容易に変更できないものであること。
- (8) 自船の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報を手動及び自動操作により入力できるものであること。は適切な電氣的に位置情報を取得する装置から自動で更新できるようにすること。この位置や時刻を取得する装置が統合されない場合は、IEC規格 61162 に従った適切なインターフェースを含めること。手動でもこれらの情報を入力できるようにすること。また、これらの情報がそれぞれ次の定期的に更新されない場合には、警報を発するものであること。
- (a) 電氣的に位置情報を取得する装置から位置データを受信できないとき
- (b) 手動入力を続けている場合、4時間前の情報のままであるとき
- 23.5 時間を超えて更新されていないいかなる位置情報も削除されること。
- (9) 呼出しを受信した場合には、可視可聴の警報（遭難呼出し及びその他の重要な呼出し（緊急呼出し及び遭難に関する呼出し）を受信した場合には、特別な可視可聴の警報）を通常操船する場所に発するものであること。
- (10) 受信された遭難情報を読み出されるまで記憶しているもの（受信された遭難呼出しが直ちに印刷されない場合には、20 件以上の遭難呼出しを記憶できるもの）であること。
- (11) 適正に作動することが信号を発信することなく確認できるものであること。
- (12) スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから1分以内に作動するものであること。
- (13) 電波を発信していることを表示できるもの（遭難呼出しの送信状態を通常を送信状態と明確に区別できるもの）であること。
- (14) 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。
- (15) 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。
- (16) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (17) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (18) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (19) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (20) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- (21) 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (22) 2以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。

- (23) 内部または外部いずれかからの GNSS の適切な位置や時間データが常に利用できること。もし当該情報が喪失した場合、可視可聴警報を発すること。
 - (24) DSC の自動回線接続システム (ITU-R M.493 参照) による簡単な方法で海上の移動体の他の通信設備と接続を確立できる機能を持つこと。
 - (25) 送信が達成できたことを可視表示すること。継続送信時間を最大 5 分間に制限するためにパワーアンプに当該機能を統合させること。
 - (26) 定在波 (SWR) 比が高くなりすぎた場合、送信機を止めることなく自動で送信機の出力を下げることができ、適切な警報を発令すること。
 - (27) INS (IMO 決議 MSC.252(83)に記載されるような統合システム) のように離れたコントローラーからもチャンネルの選択や MMSI の設定ができるようになっていること。
 - (28) ICS (IMO 決議 MSC.517(105)に記載されるような統合システム) や INS や IBS (MSC/Circ.1061 に記載されるような統合システム) といった統合システムの一部とする場合または航海システムに接続する場合、それらのシステムが GMDSS に影響を与えないこと。
 - (29) 目標の情報を可能な限り利用できるようにするため、受け取った遭難警報、海上安全情報及び搜索救助関連情報から船の識別情報や位置情報を航海装置のディスプレイに通知できるようにすること。
 - (30) 警報は決議 MSC.302(87)の関連箇所に従い、可視表示方法やシステムの文字や画像の表現方法は決議 MSC.191(79)の関連箇所に従ってヒューマンマシンインターフェースを備えること。
- 2. DSC の自動回線接続システムは次によること。
- (1) 自動回線接続システムの機能は、MF/HF 無線設備と一体としても別個のものとしてもよい。
 - (2) 自動回線接続システムは、使用者又は予め定義された自動アルゴリズムのいずれかによって、全帯域又は選択される DSC の定型の周波数 (国際電気通信連合無線通信規則参照) で Recommendation ITU-R M.493 に従って DSC を送信できること。送信された呼出しは、国際電気通信連合無線通信規則で規定される周波数であること。

附属書 4-2.1.24 デジタル選択呼出聴守装置

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 一般

1. デジタル選択呼出（以下、DSC という）聴守装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- (1) 選択された周波数を制御盤上に表示できるものであること（MF のみで運用するものを除く。）。
- (2) 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。
- (3) 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- (4) 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与えることを防止するための措置が講じられているものであること。
- (5) 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- (6) 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- (7) 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- (8) 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- (9) 2 以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。
- (10) 自己識別符号を記憶でき、かつ、容易に変更できないものであること。
- (11) 呼出しを受信した場合には、可視可聴の警報（遭難呼出しその他重要な呼出しを受信した場合には、特別な可視可聴の警報）を通常操船する場所に発するものであること。
- (12) 受信された遭難情報を読み出されるまで記憶しているもの（受信された遭難呼出しが直ちに印刷されない場合には、20 件以上の遭難呼出しを記憶できること。）であること。
- (13) スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから一分以内に作動するものであること。
- (14) 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。
- (15) 船橋において遭難周波数（MF で運用するものは $2,187.5\text{kHz}$ 、HF で運用するものは $4,207.5\text{kHz}$ 、 $6,312\text{kHz}$ 、 $8,414.5\text{kHz}$ 、 $12,577\text{kHz}$ 及び $16,804.5\text{kHz}$ ）で連続的に聴守でき、かつ、次に示す受信ができるものであること。
 - (a) 受信した呼出しに含まれる情報を文字で表示できるものであること。
 - (b) 受信機入力起電力が1マイクロボルトの信号を受信したとき、文字誤り率が1%以下であること。
 - ~~(c) 走査受信を行う場合には、選択したすべてのチャンネルを2秒以内に走査でき~~

ること。

- (16) 適正に作動することが確認できるものであること。
- (17) DSCの自動回線接続システム (ITU-R M.493 参照) による簡単な方法で海上の移動体の他の通信設備と接続を確立できる機能を持つこと
- (18) INS (IMO 決議 MSC.252(83)に記載されるような統合システム) のように離れたコントローラーからもチャンネルの選択や MMSI の設定ができるようになっていること。
- (19) ICS (IMO 決議 MSC.517(105)に記載されるような統合システム) や INS や IBS (MSC/Circ.1061 に記載されるような統合システム) の一部とする場合または航海システムに接続する場合, それらのシステムが GMDSS に影響を与えないこと。
- (20) 目標の情報を可能な限り利用できるようにするため, 受け取った遭難警報, 海上安全情報及び捜索救助関連情報から船の識別情報や位置情報を航海装置のディスプレイに通知できるようにすること。
- (21) 警報は決議 MSC.302(87)の関連箇所に従い, 可視表示方法やシステムの文字や画像の表現方法は決議 MSC.191(79)の関連箇所に従ってヒューマンマシンインターフェースを備えること。

-2. DSCの自動回線接続システムは次によること。

- (1) 自動回線接続システムの機能は, MF/HF 無線設備と一体としても別個のものとしてもよい。
- (2) DSCの遭難周波数を監視し続ける DSC 聴守装置と同じ受信機として使う専用の受信機または追加の受信機が DSC の規定の周波数を走査できること。
- (3) 走査受信機が一つを超える DSC チャンネルを聴守しようとしているときだけ走査が止まること。このとき, 全ての選択されたチャンネルが 2 秒以内で走査され, それぞれのチャンネルでのドウェルタイムはそれぞれの DSC 呼出しに先行するドットパターン (波形) の検索ができるように適切な時間とすること。走査は, 100 ポーのドットパターン (波形) を検出したときに止まること。
- (4) 当該システムは, 接続要求している DSC 呼出しを受信しているとき, 提示された周波数 (チャンネル) が利用できるかを確認することができること。提示された周波数が利用できない場合またはノイズのレベルが一定程度を超えている場合, 当該システムは DSC 呼出しを利用することで, 最小のノイズの帯域での安全設備規則 附属書 4-2.1.2-2., 1.1.1-2.(2)の中の適切な周波数を提案すること。
- (5) リクエストされた周波数が確認されたとき, 当該システムは自動で確認されたその周波数に自動で切り替えること。

(外国籍船舶用)

2章 安全設備の検査

2.2 登録検査

2.2.3 船内に保管すべき資料*

-4.を次のように改める。

4 (省略)

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

~~(4) 双方向無線電話装置~~

~~(5) レーダー・トランスポンダ~~

~~(6)~~ (省略)

~~(7)~~ (省略)

~~(8)~~ (省略)

~~(9)~~ (省略)

~~(10)~~ (省略)

~~(11)~~ (省略)

~~(12)~~ (省略)

~~(13)~~ (省略)

~~(14)~~ (省略)

~~(15)~~ (省略)

~~(16)~~ (省略)

~~(17)~~ (省略)

~~(18)~~ (省略)

~~(19)~~ (省略)

~~(20)~~ (省略)

~~(21)~~ (省略)

~~(22)~~ (省略)

~~(23)~~ (省略)

~~(24)~~ (省略)

~~(25)~~ (省略)

~~(26)~~ (省略)

~~(27)~~ (省略)

~~(28)~~ (省略)

~~(29)~~ (省略)

~~(30)~~ (省略)

~~(31)~~ (省略)

~~(32)~~ (省略)

~~(33)~~ (省略)

~~(3432)~~ (省略)

~~(3533)~~ (省略)

3 章 搭載と性能

3.1 一般

3.1.1 一般*

2 (省略)

(4)を次のように改める。

(4) (省略)

(a) (省略)

(b) (省略)

(c) (省略)

~~(d) 双方向無線電話装置~~

~~(ed)~~ (省略)

~~(fe)~~ (省略)

~~(ef)~~ (省略)

~~(fg)~~ (省略)

~~(eh)~~ (省略)

~~(hi)~~ (省略)

~~(kj)~~ (省略)

~~(lk)~~ (省略)

~~(ml)~~ (省略)

~~(nm)~~ (省略)

~~(en)~~ (省略)

~~(p) レーダ=トランスポンダ=及び AIS SART~~

~~(po)~~ (省略)

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

(日本籍船舶用)

1 章 総則

1.1 一般*

1.1.5 を次のように改める。

1.1.5 用語及び定義*

この規則における用語の定義は、次のように定める。

- (1) 「条約」とは、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約の 1988 年改正」をいう。
- (2) 「船橋間通信」とは、船舶を通常操船する場所から行う船舶相互間の安全無線通信をいう。
- (3) 「無休聴守」とは、船舶の受信能力が損なわれ若しくは自船の通信により妨げられるとき又は設備が定期的な保守若しくは点検を受けるときの短時間を除くほか、中断することのない関連する無線の聴守をいう。
- (4) 「デジタル選択呼出し (DSC)」とは、無線局が他の無線局と連絡をとり、かつ、情報を移転することを可能にするデジタル符号を用いた技術であって、これに関連する国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告に適合したものをいう。
- (5) 「直接印刷電信」とは、関連する国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告に適合した自動電信技術をいう。
- (6) 「一般無線通信」とは、無線で行われる運航に関する通信及び公衆通信 (遭難通報、緊急通報及び安全通報を除く。) をいう。
- (7) ~~「インマルサット」とは、1976 年 9 月 3 日に採択された国際海事衛星機構 (INMARSAT) に関する条約により設立された機構をいう。~~「AIS-SART」とは、AIS 専用の周波数 (161.975MHz 及び 162.025MHz) で動作可能な船舶自動識別装置を使用した捜索救助のためのトランスミッターをいう。
- (8) 「位置の探知」とは、遭難した船舶、航空機、設備又は人を発見することをいう。
- (9) ~~「極軌道衛星業務」とは、衛星系非常用位置指示無線標識からの遭難警報を受信し、中継する極軌道衛星に基づく業務であって、当該衛星系非常用位置指示無線標識の位置を示すものをいう。~~「衛星系非常位置指示無線標識 (EPIRB)」とは、周波数帯 406.0~406.1MHz で動作し、衛星を介して救難調整センターに遭難警報を送信し、現地の位置の信号を送信することができる送信機をいう。
- (10) 「船舶の通常操船される場所」とは、航海船橋を意味し、航海船橋内を隔壁で区切られていない操舵スペース及び海図スペース等の区域をいう。
- (11) 「A1 水域」とは、当該水域において海岸局との間で VHF 無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対して VHF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域 (湖川を除く。) であって、国土交通省告示で定めるもの及び条約締約国政府が定めるものをいう。
- (12) 「A2 水域」とは、当該水域において海岸局との間で MF 無線電話により連絡を行

うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川及び A1 水域を除く。）であって、国土交通省告示で定めるもの及び条約締約国政府が定めるものをいう。

- (13) 「A3 水域」とは、当該水域において~~インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話移動衛星業務~~により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1 水域及び A2 水域を除く。）であって、国土交通省告示で定めるものをいう。
- (14) 「A4 水域」とは、湖川、A1 水域、A2 水域及び A3 水域以外の水域をいう。
- (15) 「一般通信用無線電信等」とは、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備であって、本会が適当と認めるものをいう。
- (16) 「設備の二重化」とは、予備の無線設備を備えることをいう。
- (17) 「陸上保守」とは、無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行う能力を有する者（船員を除く。）が定期的に点検及び修理を行うことをいう。
- (18) 「船上保守」とは、無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行うことができる資格を有する~~船員者~~が保守及び修理を行うことをいう。
- (19) 「検査基準日」とは、船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。
- (20) 「移動衛星業務」とは、衛星システムを通して運用される GMDSS 用のサービスであって、国際海事機関により認定されたものをいう。
- (21) 「全世界的な海上遭難安全制度無線通信（GMDSS）」とは、4.1-1.(1)に規定する機能を実行するシステムのことをいう。
- (22) 「GMDSS の識別」とは、船舶やそれに付随する救助艇や生存艇を一意に識別するために送信されうる情報をいう。これらの識別情報は、船舶の呼出符号、海上移動業務識別（MMSI）番号、EPIRB の 16 進数の識別情報、移動衛星業務の識別情報、機器の製造番号である。
- (23) 「海上安全情報（MSI）」とは、船舶に向け放送される航行警報、気象警報、気象予報その他の緊急安全関係通報をいう。MSI の IMO/IHO/WMO の統合マニュアル（MSC.1/Circ.1310）も参照すること。
- (24) 「レーダー-SART」とは、周波数帯 9.2～9.5GHz のレーダー周波数で動作する捜索救助用トランスポンダーをいう。
- (25) 「無線通信規則（Radio Regulation（RR））」とは、国際電気通信連合憲章を補完する無線の規則で、任意の時点で効力を有するものをいう。
- (26) 「406MHz の衛星業務」とは、周波数帯域 406.0～406.1MHz で送信する EPIRB を検出するように設計された、全世界で利用可能な衛星システムを通じて運用される業務をいう。

3 章 無線設備

3.1 一般

3.1.1 配置及び性能*

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 全ての船舶の無線設備の機器及び装置の配置は、次の(1)から(5)の規定を満足しなければならない。

- (1) 適切に使用することにより、機械的、電氣的又はその他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し、有害な相互干渉が生じないような位置に設けられること。
- (2) 安全性を損なうことなく、確実に運用できる位置に設けられること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温又は有害な環境による影響から保護されること。
- (4) 無線設備を操作する装置を十分に照明するため、主電源及び非常電源から独立した電源から供給される照明装置が恒久的に取付けられること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出し符号、船舶局識別及びその他の符号使用者による利用される GMDSS の識別の情報のうち該当するものが明確に表示されること。

-2. 全ての船舶に備え付ける無線設備は、3.2.1 から 3.2.78 に規定する無線設備並びに 3.2.8 及び 3.2.9 に規定する無線救命設備の要件を満足しなければならない。

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 機器及び装置*

3.2.1 から ~~3.2.98~~ に定める機器又は装置は、本会が適当と認めるものでなければならない。

3.2 無線設備

3.2.1 VHF 無線設備*

-1.(1)から(3)を次のように改める。

-1. VHF 無線設備は、次の(1)から(3)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

- (1) VHF デジタル選択呼出装置
周波数 156.525MHz (VHF 第 70 チャンネル) で遭難、緊急及び安全の通信の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。また、当該チャンネルにて、遭難警報を発信できること。さらに安全設備規則 4 編 2 章 2.1.21 にもよること。
- (2) VHF 無線電話
 - (a) 周波数 156.300MHz (第 6 チャンネル)、156.650MHz (第 13 チャンネル) 及び 156.800MHz (第 16 チャンネル) で無線電話通信を送信及び受信できること。

- (b) 156MHz と 174MHz の間の周波数帯（以降、VHF 帯とも呼称）の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (3) VHF デジタル選択呼出無休聴守装置
VHF 第 70 チャンネルでデジタル選択呼出しを無休聴守できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.22 にもよること。

3.2.2 MF 無線設備

(1)から(3)を次のように改める。

MF 無線設備は、次の(1)から(3)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

- (1) MF デジタル選択呼出装置
周波数 2,187.5kHz で、遭難及び安全の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.23 にもよること。
- (2) MF 無線電話
- (a) 周波数 2,182kHz ~~及び 1,605kHz と 4,000kHz との間の周波数帯~~にある周波数で遭難、緊急及び安全の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。
- (b) 1,605kHz と 4,000kHz との間の周波数帯（以降、MF 帯とも呼称）の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (3) MF デジタル選択呼出無休聴守装置
~~遭難安全~~周波数 2,187.5kHz でデジタル選択呼出しを無休聴守できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.24 にもよること。

3.2.3 MF/HF 無線設備

(1)から(4)を次のように改める。

MF/HF 無線設備は、次の(1)から(4)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。また、当該 MF/HF 無線設備は、HF 無線設備に MF 無線設備の能力を追加することによって満たすことができる。

- (1) MF/HF デジタル選択呼出装置
~~MF/HF 帯の周波数で~~MF 帯及び 4,000kHz と 27,500kHz との間の周波数帯（以降、HF 帯とも呼称）にある周波数で、遭難、緊急及び安全の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.23 にもよること。
- (2) MF/HF 無線電話
- (a) ~~1,605kHz と 4,000kHz との間の周波数帯及び 4,000kHz と 27,500kHz との間の周波数帯~~MF 帯及び HF 帯にある周波数で遭難、緊急及び安全の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。
- (b) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (3) MF/HF デジタル選択呼出無休聴守装置

遭難安全周波数 2,187.5kHz 及び 8,414.5kHz 並びに 4,207.5kHz, 6,312kHz, 12,577kHz 又は 16,804.5kHz のうち少なくとも 1 つの周波数によるデジタル選択呼出しを無休聴守できること。当該装置は、常に、これらのデジタル選択呼出しの遭難安全周波数のうちからいずれかの周波数を選択することができること。この装置は走査受信機により行うことができる。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.24にもよること。

(4) MF/HF 直接印刷電信装置

- (a) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の周波数で遭難及び安全の目的のための直接印刷電信を送信及び受信できること。
- (b) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の周波数で直接印刷電信による一般無線通信を送信及び受信できること。
- (c) ~~MF/HF 帯~~MF 帯及び HF 帯の直接印刷電信による海上安全情報を受信することができること。~~MF/HF 直接印刷電信による海上安全情報に関する業務が提供される水域のみの航海に従事する船舶であって、当該業務を受信することができる設備を備える場合には、高機能グループ呼出受信機を免除することができる。~~

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 ~~インマルサット又はその他の移動衛星業務による通信装置~~

~~インマルサット又はその他の移動衛星業務（以下、本 3.2.4 において、「移動衛星業務」という。）による通信装置は、次の(1)の装置又は(1)及び(2)の装置を組み合わせたものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。~~

- (1) 移動衛星業務のための船舶地球局
 - (a) ~~直接印刷電信による~~遭難、緊急及び安全に関する目的のための通信を送信及び受信できること。
 - (b) ~~無線電話又は直接印刷電信のいずれかを~~用い、一般無線通信を送信及び受信できること。
 - (c) 陸上から船舶への遭難警報を無休聴守できること。
- (2) 高機能グループ呼出受信機
移動衛星業務による高機能グループ呼出しにより海上安全情報及び捜索救助関連情報を受信できること。また、安全設備規則 4 編 2 章 2.1.20にもよること。

3.2.5 を次のように改める。

3.2.5 ~~本船用レーダー・トランスポンダー-SART 及び AIS-SART~~

~~本船用レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART は、次の要件を満たさなければならない。~~レーダー-SART 及び AIS-SART は、9GHz 帯又は AIS 専用の周波数で作動できなければならない。また、安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-2., 安全設備規則 3 編 3 章 3.30 にもよること。

3.2.6 を次のように改める。

3.2.6 ~~国際ナブテックス受信機海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機*~~

~~国際ナブテックス業務による放送船舶が従事する全航海の間、海上安全情報及び捜索救助関連情報を受信できなければならない。また、ナブテックス受信機は、安全設備規則 3 編 2 章 2.1.19にもよること。~~

3.2.7 を次のように改める。

3.2.7 衛星系非常用位置指示無線標識 (EPIRB)

- ~~(1) 406/121MHz の周波数帯の極軌道衛星業務によって遭難警報を送信することができること。~~
- ~~(2)~~ (1) 容易に近付き得る場所に積付けなければならない。
- ~~(3)~~ (2) 手動により取外すことができ、かつ、救命艇及び救命いかだの中に一人で持込むことができなければならない。
- ~~(4)~~ (3) 船舶の沈没の際に離脱して浮かび、かつ、浮かんだときに自動的に始動することができなければならない。
- ~~(5)~~ (4) 手動により始動することができなければならない。
- (5) 安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-3. または 2.16.1-4. にもよること。

3.2.8 を次のように改める。

3.2.8 双方向 VHF 無線電話装置

周波数 156.800MHz (VHF 第 16 チャンネル) 及び少なくとも 1 つの追加チャンネルで運用される持運び式でかつ救命艇及び救命いかだ相互間、救命艇及び救命いかだと船舶との間及び救命艇及び救命いかだと救助ユニットとの間の現場通信に使用できなければならない。

~~救命艇及び救命いかだに固定式双方向 VHF 無線電話装置を備える場合、性能基準を満たさなければならない。また、安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-1. にもよらなければならない。~~

3.2.9 を削る。

~~3.2.9 生存艇用レーダー・トランスポンダー~~

~~生存艇用レーダー・トランスポンダー及び生存艇の AIS-SART は次の(1)及び(2)の要件を満足しなければならない。~~

- ~~(1) 9GHz 帯又は AIS 専用の周波数で作動できること。~~
- ~~(2) 生存艇に迅速に備え付けることができるような場所に設置されること。~~

4 章 通信システム

4.1 を次のように改める。

4.1 一般

-1. 船舶は、海上にある間、次の GMDSS の機能を実行できる通信能力を有しなければならない。

- (1) 異なる無線通信業務の少なくとも 2 台の分離しかつ独立した設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信できること。
- (2) 陸上から船舶への遭難警報を受信できること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信及び受信できること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信及び受信できること。
- (5) 現場の通信を送信及び受信できること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに 9GHz の周波数帯で運用されるレーダーによって、その信号を受信できること。(3.2.5, 安全設備規則 4 編 2 章 2.1.4-1, 安全設備規則 4 編 2 章 2.1.16 も参照のこと。)
- (7) 海上安全情報を送信及び受信できること。
- (8) ~~陸上の無線体制又は無線通信網へ~~一般無線通信緊急通信や安全通信を送信及び受信できること。
- (9) 船橋間通信を送信及び受信できること。

-2. 船舶は、海上にある間、一般無線通信を受信及び送信できる通信能力を有しなければならない。

-3. 船舶が従事する全航海の間、船舶には、海上安全情報及び捜索救助関連情報を受信できる受信機を備えなければならない。3.2.6 にもよること。

-4. 安全設備規則 3 編 2 章 2.16.1-1.から-4.にもよらなければならない。

4.2 を次のように改める。

4.2 無線設備 – A1 水域*

A1 水域のみ（湖川を含む。）の航行に従事する船舶は、表 4.2 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない

表 4.2 を次のように改める。

表 4.2 A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区分	無線設備
すべての船舶	VHF 無線電話設備 (3.2.1)

(備考)

1. VHF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。
2. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
3. 一般通信用無線電信等を備える船舶であって次のいずれかに該当するものについては、VHF 無線電話を備えなくてもよい。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.3 を次のように改める。

4.3 無線設備 - ~~A1~~ 及び ~~A2~~ 水域*

~~1. A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）は、表 4.3 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。~~

~~2. 次のいずれかの設備により一般無線通信を送信及び受信できなければならない。~~

~~(1) 1,605 kHz と 4,000 kHz との間又は 4,000 kHz 及び 27,500 kHz との間の周波数帯で送信及び受信できる無線設備。当該設備は、表 4.3 の MF 無線設備に含めることとしてもよい。~~

~~(2) 移動衛星業務を用いる船舶地球局~~

表 4.3 を次のように改める。

表 4.3 ~~A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）~~

区分	無線設備
すべての船舶	(1) MF 無線電話設備 <u>(3.2.2(2)(b) を除く 3.2.2 全て)</u> (2) VHF 無線電話設備 (3.2.1)

(備考)

- MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、次の(a)から(c)のいずれかの無線設備を備えなければならない。ただし、国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶については、一般通信用無線電信等を備えることとして差し支えない。
 - ~~(a) HF 直接印刷電信~~
 - (b) HF 無線電話
 - (b) ~~インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信データ通信~~
 - (c) ~~インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話~~
 - ~~(e) MF 直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）~~
- 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
- 一般通信用無線電信等を備える船舶であって次のいずれかに該当するものについては、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
 - 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - 総トン数 100 トン以上の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
- 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.4 を次のように改める。

4.4 無線設備 - ~~A1, A2 及び A3 水域*~~

~~1. A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）は、表 4.4 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。~~

~~2. 次のいずれかの設備により一般無線通信を送信及び受信できなければならない。~~

~~(1) 1,605kHz と 4,000kHz との間又は 4,000kHz 及び 27,500kHz との間の周波数帯で送信及び受信できる無線設備。当該設備は、表 4.4 の MF 無線設備に含めることとしてもよい。~~

~~(2) 移動衛星業務を用いる船舶地球局~~

表 4.4 を次のように改める。

表 4.4 ~~A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）~~

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	<p>(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備</p> <p>(a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話及び MF 直接印刷電信</p> <p>(b) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信</p> <p>本会が適当と認める移動衛星業務のための船舶地球局 (3.2.4(1))</p> <p>(2) MF 無線電話設備 (3.2.2(2)(b) を除く 3.2.2 全て)</p> <p>(3) VHF 無線電話設備 (3.2.1)</p>
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	<p>(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備</p> <p>(a) HF 直接印刷電信</p> <p>(a) HF 無線電話</p> <p>(b) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷データ通信</p> <p>(c) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話</p> <p>(2) MF 無線電話</p> <p>(3) VHF 無線電話</p>

(備考)

- 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
- 次のいずれかに該当する船舶については、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの

3. 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等
4. 表 4.7.2-3.の規定により設置された予備の移動衛星業務の通信範囲は、主装置として設置された移動衛星業務による船舶地球局の通信範囲以上のものとする。
5. 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶において、表 4.7.2-3.の当該区分の MF/HF 無線設備を装備した場合、表 4.4 の当該区分の(2)の主装置としての MF 無線設備の設置要件を満たしたとみなすことができる。

4.5 を次のように改める。

4.5 無線設備 - ~~A1, A2, A3~~ 及び A4 水域*

~~すべての~~ A4 水域の航海に従事する船舶は、表 4.5 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.5 を次のように改める。

表 4.5 A4 水域を航行する船舶

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) HF 直接印刷電信 MF/HF 無線設備 (3.2.3(4)を除く 3.2.3 全て) (2) HF 無線電話 (3) MF 直接印刷電信 (4) MF 無線電話 (5) VHF 無線電話設備 (3.2.1)
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) HF 直接印刷電信 又は HF 無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話

(備考)

総トン数 100 トン未満の船舶については、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。

4.6 相互通信装置等

4.6.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 遭難警報に船舶の位置情報を自動的に取込むことのできるすべての相互通信装置 (VHF, MF/HF 及び移動衛星業務によるもの) は、当該位置情報を衛星航法装置から自動的に取得できるように措置されたものでなければならない。~~このように措置されない~~相互通信装置が故障した場合については、航行中、4 時間を超えない間隔で手動により当該船舶の位置情報を更新して、常時送信可能なようにしておかなければならない。位置情報の取得については、IMO 決議 MSC.514(105)を参照すること。

-2. 本規則において要求される設備が、航海設備又はその他の設備からの連続した情報入力を必要とするものについては、主電源又は非常電源が故障した場合に、当該情報の供給を引き続き確保するための設備が備えられなければならない。

4.7 保守要件

4.7.1 一般*

-3.及び-6.を次のように改める。

-1. 設備は微細な再較正又は再調整することなく、その主要なユニットを容易に交換することができるように設計されていなければならない。

-2. 設備は、可能な場合には、検査及び船上保守を行うために容易に近付き得るように組立て及び備えられていなければならない。

-3. IMO 決議 A.694(17), IMO 決議 A.813(19)及び IMO 決議 MSC/Circ.862を参考にして、設備を適正に運用し、維持するため適切な情報が提供されていなければならない。

-4. 設備を維持するため、適切な工具及び予備品が備えられていなければならない。

-5. A1 水域（湖川を含む。）内又は A2 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事しない船舶を除く。）及び A3 水域内又は A4 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶を除く。）は、設備の二重化、陸上保守若しくは船上保守又はこれらを組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。

-6. ~~A3 水域内及び~~又は A4 水域内の航海に従事する船舶（国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶を除く。）は、設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうち少なくとも 2 つの方法を組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。

-7. 前-5.及び-6.の規定により講じる措置及びその実施方法について記載した無線設備の保守実施要領を作成し、かつ、本会の承認を受け、これを船内に備えなければならない。当該措置及びその実施方法を変更する場合も同様とする。

-8. 前-7.の規定は、次の(1)から(3)に掲げる船舶には適用しない。

(1) 国際航海に従事しない船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものに限る。）であって沿海区域又は平水区域を航行区域とするもの

(2) 前(1)に掲げる船舶以外の総トン数 20 トン未満の船舶

(3) その他本会が適当と認める船舶

-9. この規則に定めるすべての機能要件に確実に適合するよう設備を良好な作動状態に維持するため、あらゆる合理的な措置がとられていなければならない。

4.7.3 を次のように改める。

4.7.3 陸上保守*

陸上保守は、次の(1)から(3)に次のいずれかに該当する方法により行われるものでなければならない。

(1) 無線設備の有効性を保持するための修理を行う能力を有する者に船舶の寄港地において定期的な点検及び修理を行うことを契約により委託する方法

- (2) 船舶の就航航路に応じて無線設備の有効性を保持するための点検及び修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備えた拠点を設け、定期的な点検及び修理を行う方法
- (3) 前(1)及び(2)以外の方法であって無線設備の有効性を保持するための定期的な点検及び修理を行うものとして本会が適当と認めるもの

4.7.4 を次のように改める。

4.7.4 船上保守

船上保守は、手引書、予備の部品、測定器具及び工具であって船上において行う無線設備の保守及び修理に必要なものを備え、かつ、資格を有する船員者により行われるものでなければならない。

表 4.7.2-1. から表 4.7.2-4. を次のように改める。

表 4.7.2-1. ~~A1 水域のみ~~ (湖川を含む。) を航行する船舶

区分	予備の無線設備
すべての船舶	VHF 無線設備 <u>(3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て)</u>

(備考)

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備に代えて一般通信用無線電信等又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

表 4.7.2-2. ~~A1 水域~~ (湖川を含む。) ~~又は A2 水域のみ~~ を航行する船舶
~~(A1 水域のみ (湖川を含む。) を航行するものを除く。)~~

区分	予備の無線設備
すべての船舶	<p>(1) 次の(a)から(ed)までのいずれかの無線設備</p> <p>(a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3))</p> <p>(ba) HF 無線電話 (3.2.3(2)), HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3))</p> <p>(eb) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信データ通信 (3.2.4)</p> <p>(ec) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話 (3.2.4)</p> <p>(ed) MF 無線電話 (3.2.2(2)(a)) 及び MF デジタル選択呼出装置 (3.2.2(1))</p> <p>(2) VHF 無線設備 <u>(3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て)</u></p>

(備考)

1. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、(1)に掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（~~インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話並びに本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信及び本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を除く。~~）又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

(a) 総トン数 100 トン未満の船舶

(b) 近海区域を航行区域とする船舶であって本会が適当と認めるもの

2. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のもの

については、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

表 4.7.2-3. ~~A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶~~
~~（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）~~

区分	予備の無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 、HF 無線電話 (3.2.3(2))、 HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1))、HF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3))、 MF 直接印刷電信 、MF 無線電話 (3.2.3(2))、 MF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3)) (b) インマルサット直接印刷電信 又は本会が 相当と認める移動衛星業務による 直接印 刷電信船舶地球局 (3.2.4(1)) (2) VHF 無線設備 (3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て)
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 、 HF デジタル選択呼出装 置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及 び HF デジタル選択呼出聴守装置 (c) インマルサット直接印刷電信 又は本会が 相当と認める移動衛星業務による 直接印 刷電信データ通信 (d) インマルサット無線電話 又は本会が相当 と認める移動衛星業務による無線電話 (2) VHF 無線設備

(備考)

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

- (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
- (b) 二時間限定沿海船等

表 4.7.2-4. A4 水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) HF 直接印刷電信 、HF 無線電話 (3.2.3(2))、HF デジタル選択呼出装置 (3.2.3(1))、HF デジタ ル選択呼出聴守装置 (3.2.3(3))、 MF 直接印刷 電信 、MF 無線電話 (3.2.3(2))、MF デジタル選 択呼出装置 (3.2.3(1)) 及び MF デジタル選択 呼出聴守装置 (3.2.3(3)) (2) VHF 無線設備 (3.2.1-1.(3)を除く 3.2.1 全て)
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 、 HF デジタル選択呼出装 置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及 び HF デジタル選択呼出聴守装置 (2) VHF 無線設備

(備考)

1. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。
2. 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶に備えるべき予備の無線設備 (VHF 無線設備を除く。)については、本会が相当と認める場合に限り、~~インマルサット直接印刷電信~~又は本会が相当と認める移動衛星業務による~~直接印刷電信船舶地球局~~に代えることができる。

3. 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶に備えるべき予備の無線設備（VHF 無線設備を除く。）については、本会が適当と認める場合に限り、~~インマルサット直接印刷電信若しくはインマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話に代えることができる。~~

4.8 電源

4.8.2 を次のように改める。

4.8.2 非常電源*

VHF 無線設備並びに船舶の従事する水域に応じ要求される MF 無線設備、~~インマルサット船舶地球局又は本会が適当と認める移動衛星業務による船舶地球局及び~~ MF/HF 無線設備に対して、総トン数 500 トン以上の貨物船は 18 時間の給電ができなければならない。

4.8.3 補助電源*

-1.を次のように改める。

-1. 船舶には、主電源及び非常電源が故障した場合に、遭難及び安全、緊急に関する無線通信を行うことができるよう無線設備に給電する補助電源を備えなければならない。当該補助電源は、本規則の規定により要求される VHF 無線設備並びに当該船舶の従事する水域に応じ、要求される MF 無線設備、MF/HF 無線設備、~~インマルサット通信装置又は本会が適当と認める移動衛星業務による通信装置のうちいずれかの設備並びに-3.、-4.及び-7.に規定する追加の負荷に対し、少なくとも次の時間、同時に給電することができなければならない。~~

- (1) 非常電源を備えた船舶であって 4.8.2 の規定に適合するものについては、1 時間
- (2) 4.8.2 の規定に適合する非常電源を備えていない船舶にあつては、6 時間

(外国籍船舶用)

1 章 総則

1.1 一般*

1.1.4 を次のように改める。

1.1.4 用語及び定義*

(省略)

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 「船橋間通信」とは、船舶を通常操船する場所から行う船舶相互間の安全無線通信をいう。

(4) (省略)

(5) (省略)

(6) ~~「直接印刷電信」とは、関連する国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告に適合した自動電信技術をいう。~~

「AIS-SART」とは、AIS 専用の周波数 (161.975MHz 及び 162.025MHz) で動作可能な船舶自動識別装置を使用した搜索救助信号発信装置をいう。

(7) (省略)

(8) ~~「インマルサット」とは、1976 年 9 月 3 日に採択された国際海事衛星機構 (INMARSAT) に関する条約により設立された機構をいう。~~

「非常位置指示無線標識 (EPIRB)」とは、周波数帯 406.0~406.1MHz で動作し、衛星を介して救難調整センターに遭難警報を送信し、現地の位置の信号を送信することができる送信機をいう。

(9) ~~「国際ナブテックス業務」とは、英語を使用する狭帯域直進印刷電信によって周波数 518 キロヘルツで行われる海上安全情報に関する調整された放送及びその自動受信をいう。~~

「全世界的な海上遭難安全制度無線通信 (GMDSS)」とは、4.1-1(1)に規定する機能を実行するシステムのことをいう。

(10) (省略)

(11) (省略)

(12) ~~「極軌道衛星業務」とは、衛星系非常用位置指示無線標識からの遭難警報を受信し、中継する極軌道衛星に基づく業務であって、当該衛星系非常用位置指示無線標識の位置を示すものをいう。~~

「GMDSS の識別」とは、船舶やそれに付随する救助艇や生存艇を一意に識別するために送信されうる情報をいう。これらの識別情報は、船舶の呼出符号、海上移動業務識別 (MMSI) 番号、EPIRB の 16 進数の識別情報、認識された移動衛星業務の識別情報、機器の製造番号である。

(13) (省略)

(14) (省略)

(15) (省略)

(16) (省略)

- (17) 「A3 水域」とは、警報を継続して利用し得る~~インマルサット~~静止衛星移動衛星業務の通信圏内の水域（A1 水域及び A2 水域を除く。）をいう。
- (18) （省略）
- (19) （省略）
- (20) （省略）
- (21) （省略）
- (22) 「海上安全情報（MSI）」とは、船舶に向け放送される航行警報，気象警報，気象予報その他の緊急安全関係通報をいう。MSI の IMO/IHO/WMO の統合マニュアル（MSC.1/Circ.1310）も参照すること。
- (23) 「レーダーSART」とは、周波数帯 9.2～9.5GHz のレーダー周波数で動作する捜索救助用トランスポンダをいう。
- (24) 「無線通信規則（Radio Regulation（RR）」とは、国際電気通信連合憲章を補完する無線の規則で、任意の時点で効力を有するものをいう。
- (25) 「406MHz の衛星業務」とは、周波数帯域 406.0～406.1MHz で送信する EPIRB を検出するように設計された、全世界で利用可能な衛星システムを通じて運用される業務をいう。

3 章 無線設備

3.1 一般

3.1.1 を次のように改める。

3.1.1 配置及び性能*

-1. 全ての船舶の無線設備の機器及び装置の配置は、次の(1)から(5)の規定を満足しなければならない。

- (1) 適切に使用することにより、機械的、電氣的又はその他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し、有害な相互干渉が生じないような位置に設けられること。
- (2) 安全性を損なうことなく、確実に運用できる位置に設けられること。
- (3) 水又は極端な高温若しくは低温又は有害な環境による影響から保護されること。
- (4) 無線設備を操作する装置を十分に照明するため、主電源及び非常電源から独立した電源から供給される照明装置が恒久的に取付けられること。
- (5) 無線設備の使用に適用する呼出し符号、船舶局識別及びその他の符号使用者による利用される GMDSS の識別の情報のうち該当するものが明確に表示されること。

-2. 全ての船舶に備え付ける無線設備は、3.2.1 から 3.2.7 に規定する無線設備並びに 3.2.8 及び 3.2.9 に規定する無線救命設備の要件を満足しなければならない。

-3. 旅客船において、操舵指揮場所に以下の項目を全て備えた遭難通報パネルが設置されなければならない。

- (1) 押したときにそれぞれの用途から船上に必要な全無線通信設備を使用して遭難通報を開始する 1 つのボタン、または個々の設備ごとにそれぞれ 1 つのボタン。
- (2) ボタンが作動した場合は常に明確に見てわかるように表示されなければならない。
- (3) 前(1)、(2)のボタンの誤操作をふせぐための手段が講じられなければならない

-4. 旅客船において、もし、衛星系非常用位置指示無線標識が第二の遭難通報として用いられ、かつ、それが遭難通報パネルから遠隔より作動させ得ないならば、操舵室内の操舵指揮場所の近くに、追加の衛星系非常用位置指示標識を備え付けなければならない。

-5. 旅客船において、以下の項目を全て満足した遭難受信パネルが操舵指揮場所に設置されなければならない。

- (1) 船上で受信したいかなる遭難通報も視覚的かつ聴覚的に示すこと。
- (2) どの無線通信業務を通じて得たものかを、視覚的かつ聴覚的に示すこと。

-6. -5 は-3 の遭難通報パネルに組み込んで差し支えない。

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 機器及び装置

3.2.1 から 3.2.98 に定める機器又は装置は、~~本会 SOLAS 第 4 章 16 規則のそれぞれ該当する性能基準を満たすことを原則とする。~~また、当該機器又は装置は、主管庁により認められた団体により型式承認されたものでなければならない。~~ただし、船の登録先の旗国、他規則で契約した政府またはそれらの政府により認められた団体により承認された機器または装置は、弊会が適当と認めた場合、当該要件は免除して差し支えない。~~

3.2 を次のように改める。

3.2 無線設備

3.2.1 VHF 無線設備*

-1. VHF 無線設備は、次の(1)から(3)の装置を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

(1) VHF デジタル選択呼出装置

周波数 156.525MHz (VHF 第 70 チャンネル) で遭難、緊急及び安全の通信の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。

(2) VHF 無線電話

(a) 周波数 156.300MHz (第 6 チャンネル)、156.650MHz (第 13 チャンネル) 及び 156.800MHz (第 16 チャンネル) で遭難、緊急及び安全の通信の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。

(b) 156MHz と 174MHz の間の周波数帯 (以降、VHF 帯とも呼称) の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。(ただし、当該 VHF 無線設備と別に設けても差し支えない。)

(3) VHF デジタル選択呼出無休聴守装置

VHF 第 70 チャンネルでデジタル選択呼出しを無休聴守できること。

-2. 前-1(2)(a)の装置は次の(1)及び(2)の要件を満足しなければならない。

(1) VHF 無線電話装置の制御器は、船橋内の操舵を指揮する場所に近い位置において直ちに使用することができるように配置され、また、必要に応じて船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする装置が設けられていること。両翼の装置に代えて持運び式 VHF 無線電話装置を利用することができる。

(2) 実行可能な場合、VHF 無線電話装置は、海上にある間、船舶を通常操船する場所において第 16 チャンネル及び他の適切な周波数で無休聴守ができること。

3.2.2 MF 無線設備*

MF 無線設備は、次の装置(1)から(3)を独立又は組合わされているものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

(1) MF デジタル選択呼出装置

周波数 2,187.5kHz で、遭難、緊急及び安全の通信の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。

(2) MF 無線電話

(a) ~~周波数 2,182kHz 及び 1,605kHz と 4,000kHz との間の周波数帯にある周波数で遭難、緊急及び安全の通信の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。~~

(b) 1,605kHz と 4,000kHz との間の周波数帯 (以降、MF 帯とも呼称) の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。

(3) MF デジタル選択呼出無休聴守装置

~~遭難安全~~周波数 2,187.5kHz でデジタル選択呼出しを無休聴守できること。

3.2.3 MF/HF 無線設備*

MF/HF 無線設備は、次の(1)から(43)の装置を独立又は組合わされているものをいい、そ

それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。また、当該 MF/HF 無線設備は、HF 無線設備に MF 無線設備の能力を追加することによって満たすことができる。

(1) MF/HF デジタル選択呼出装置

~~MF/HF 帯の周波数で MF 帯及び 4,000kHz と 27,500kHz との間の周波数帯（以降、HF 帯とも呼称）にある周波数で、遭難、緊急及び安全の目的のためのデジタル選択呼出しを送信及び受信できること。~~

(2) MF/HF 無線電話

(a) 1,605kHz と 4,000kHz との間の周波数帯及び 4,000kHz と 27,500kHz との間の周波数帯にある周波数で遭難、緊急及び安全の目的のための無線電話通信を送信及び受信できること。

(b) ~~MF/HF 帯~~ MF 帯及び HF 帯の周波数で無線電話による一般無線通信を送信及び受信できること。

(3) MF/HF デジタル選択呼出無休聴守装置

遭難安全周波数 2,187.5kHz 及び 8,414.5kHz 並びに 4,207.5kHz, 6,312kHz, 12,577kHz 又は 16,804.5kHz のうち少なくとも 1 つの周波数によるデジタル選択呼出しを無休聴守できること。当該装置は、常に、これらのデジタル選択呼出しの遭難安全周波数のうちからいずれかの周波数を選択することができること。この装置は走査受信機により行うことができる。

~~(4) MF/HF 直接印刷電信装置~~

~~(a) MF/HF 帯の周波数で遭難及び安全の目的のための直接印刷電信を送信及び受信できること。~~

~~(b) MF/HF 帯の周波数で直接印刷電信による一般無線通信を送信及び受信できること。~~

~~(c) MF/HF 帯の直接印刷電信による海上安全情報を受信することができること。MF/HF 直接印刷電信による海上安全情報に関する業務が提供される水域のみの航海に従事する船舶であって、当該業務を受信することができる設備を備える場合には、高機能グループ呼出受信機を免除することができる。~~

3.2.4 承認された移動衛星業務の通信装置*

インマルサット又はその他の移動衛星業務（以下、本 3.2.4 において、「移動衛星業務」という。）による通信装置は、次の(1)の装置又は(1)及び(2)の装置を組み合わせたものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

(1) 移動衛星業務のための船舶地球局

(a) ~~直接印刷電信による~~遭難、緊急及び安全に関する目的のための通信を送信及び受信できること。

(b) ~~無線電話又は直接印刷電信のいずれかを~~用い、一般無線通信を送信及び受信できること。

(c) 陸上から船舶への遭難警報を無休聴守できること。

(2) 高機能グループ呼出受信機

移動衛星業務による高機能グループ呼出しにより海上安全情報及び搜索救助関連情報を受信できること。

3.2.5 ~~本船用レーダー・トランスポンダー~~SART 及び AIS-SART*

~~本船用レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART は、次の要件を満たさなければならない~~

~~ない。~~

~~(1) 9GHz帯又はAIS専用の周波数で作動できること。~~

~~(2) 容易に利用することができるように積み付けること。~~

~~生存艇用のレーダー・トランスポンダーが救命艇の中に積み付けられていない場合、~~

~~4.9.2-1に規定される生存艇に取り付けたレーダー・トランスポンダーまたはAIS-SARTのものとしてよい。~~

~~レーダーSART及びAIS-SARTは、9GHz帯又はAIS専用の周波数で作動できなければならない。~~

3.2.6 国際ナブテックス受信機海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機*

~~船舶が従事する全航海の間、海上安全情報及び捜索救助関連情報を受信できなければならない。国際ナブテックス受信機は、国際ナブテックス業務による放送による放送を受信できなければならない。~~

3.2.7 衛星系非常用位置指示無線標識 (EPIRB) *

~~(1) 406/121MHzの周波数帯の極軌道衛星業務によって遭難警報を送信することができること。~~

~~(2) 容易に近付き得る場所に積付けなければならない。~~

~~(3) 手動により取外すことができ、かつ、救命艇及び救命いかだの中に一人で持込むことができなければならない。~~

~~(4) 船舶の沈没の際に離脱して浮かび、かつ、浮かんだときに自動的に始動することができる。~~

~~(5) 手動により始動することができる。~~

3.2.8 双方向VHF無線電話装置*

~~周波数156.800MHz (VHF第16チャンネル)及び少なくとも1つの追加チャンネルで運用される持運び式でかつ救命艇及び救命いかだ相互間、救命艇及び救命いかだと船舶との間及び救命艇及び救命いかだと救助ユニットとの間の現場通信に使用できなければならない。~~

~~また、救命艇及び救命いかだに固定式双方向VHF無線電話装置を備える場合、性能基準を満たさなければならない。~~

3.2.9 生存艇用レーダー・トランスポンダー*

~~生存艇用レーダー・トランスポンダー及び生存艇のAIS-SARTは次の(1)及び(2)の要件を満足しなければならない。~~

~~(1) 9GHz帯又はAIS専用の周波数で作動できること。~~

~~(2) 生存艇に迅速に備え付けることができるような場所に設置されること。~~

4 章 通信システム

4.1 を次のように改める。

4.1 一般

-1. 船舶は、海上にある間、次の GMDSS の機能を実行できる通信能力を有しなければならない。

- (1) 異なる無線通信業務の少なくとも 2 台の分離しかつ独立した設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信できること。
- (2) 陸上から船舶への遭難警報を受信できること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信及び受信できること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信及び受信できること。
- (5) 現場の通信を送信及び受信できること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに 9GHz の周波数帯で運用されるレーダーによって、その信号を受信できること。(SOLAS 条約第 V 章第 19 規則 2.3.2 及び 2.4 も参照のこと。)
- (7) 海上安全情報を送信及び受信できること。
- (8) ~~陸上の無線体制又は無線通信網へ~~一般無線通信緊急通信や安全通信を送信及び受信できること。
- (9) 船橋間通信を送信及び受信できること。

-2. 船舶は、海上にある間、一般無線通信を受信及び送信できる通信能力を有しなければならない。

4.2 を次のように改める。

4.2 無線設備の基本要件[※]

~~4.2.1~~ 総トン数 300 トン以上の貨物船及びその他の種類の船舶には、以下のものを備えなければならない。

- (1) 3.2.1 に規定する VHF 無線設備
- (2) ~~本船用レーダー・トランスポンダー~~ SART または AIS-SART (3.2.5)
- (3) ~~国際ナブテックス受信機~~ 海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機 (3.2.6)
- (4) ~~高機能グループ呼出受信機 (船舶が A1 または A2 または A3 水域での航海に従事し、国際ナブテックス業務が提供されない水域を航行する場合)~~
- (~~5.1~~) EPIRB (3.2.7)

~~4.2.2~~ 船舶は以下の(1)及び(2)の要件を満足しなければならない。

- (1) ~~VHF 無線電話装置の制御器は、船橋内の操舵を指揮する場所に近い位置において直ちに使用することができるように配置され、また、必要に応じて船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする装置が設けられていること。両翼の装置に代えて持運び式 VHF 無線電話装置を利用することができる。~~
- (2) ~~VHF 無線電話装置は、海上にある間、船舶を通常操船する場所において第 16 チャンネルで無休聴守ができること~~

4.3 を次のように改める。

4.3 無線設備 - A1 水域

-1. A1 水域のみの航海に従事する船舶は、4.2 の規定に加えて船舶の通常操船される場所で、船舶から陸上への遭難警報の送信を行うことができる次のいずれかの無線通信業務により運用される無線設備を備えなければならない。

- ~~(1) デジタル選択呼出しを用いる VHF。この要件は、2 に規定する VHF 非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該 VHF 非常用位置指示無線標識は、船舶を通常操船する場所に近接して備えるか又は当該場所から遠隔始動することができるものを備える。~~
- ~~(2) 周波数 406 MHz による極軌道衛星業務。この要件は、406/121 MHz の衛星系非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該非常用位置指示無線標識は、船舶を通常操船する場所に近接して備えるか又は当該場所から遠隔始動することができるものを備える。~~
- ~~(3) デジタル選択呼出しを用いる MF。(船舶が MF 沿岸局の通信圏内の航海に従事する場合。)~~
- ~~(4) デジタル選択呼出しを用いる HF。~~
- ~~(5) 認定された移動衛星業務の船舶地球局無線設備。この要件は、次のいずれかのものによって満たすことができる。~~

~~(a) 船舶地球局~~

~~(b) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置。当該衛星系非常用位置指示無線標識装置は、船舶の通常操船される場所に近接して備えるか又は当該場所から遠隔始動することができるように備える。~~

-2. A1 水域内のみの航海に従事する船舶には、4.2-1(5)に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置に代えて、デジタル選択呼出しを用いる VHF 第 70 チャンネルによる遭難警報を送信し、9 GHz の周波数帯で運用するレーダー・トランスポンダによって位置の探知が可能な VHF 非常用位置指示無線標識を備えることができる。

4.3-1(1)の要件は、次のいずれかによって満たすことができる。

- (1) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置は、船舶の通常操船される場所に近接しかつ緊急時に船舶から浮揚できる場所に設置すること。
- (2) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置を前(1)で規定する場所以外に設置する場合、船舶の通常操船される場所から遠隔始動することができるようにすること。
- (3) 船舶の通常操船される場所に近接して追加の衛星系非常用位置指示無線標識装置を設置すること。

4.4 を次のように改める。

4.4 無線設備 - ~~A1~~ 及び ~~A2~~ 水域[※]

-1. ~~A1 水域を超える航海に従事するが A2 水域内にとどまる~~航海に従事する全ての船舶は、4.2 の規定に加えて、次の設備を備えなければならない。

- (1) 3.2.2 に規定する MF 無線設備

- (2) MF 帯以外の無線通信業務により，船舶から陸上への遭難警報の送信を行うことができる予備の設備であって，次のいずれかにより運用される無線設備
- (a) 4.3-1(21)に規定する周波数 406 MHz による極軌道衛星業務
 - (b) 4.3-1(43)に規定するデジタル選択呼出しを用いる HF
 - (c) 船舶地球局を利用した認定された移動衛星業務
- 2. 船舶が通常航行する位置から-1 に規定する無線設備によって遭難警報を送信できなければならない。
- 3. -1.(2)(a)の要件は，次のいずれかにより要件を満たすことができる。
- (1) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置は，船舶の通常操船される場所に近接しかつ緊急時に船舶から浮揚できる場所に設置すること。
 - (2) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置を前(1)で規定する場所以外に設置する場合，船舶の通常操船される場所から遠隔始動することができるようにすること。
 - (3) 船舶の通常操船される場所に近接して追加の衛星系非常用位置指示無線標識装置を設置すること。
- ~~-34. 船舶は，更に，次のいずれかの設備により無線電話又は直接印刷電信を用いる一般無線通信を送信及び受信できなければならない。~~
- (1) ~~MF 無線設備又は MF/HF 無線設備 1,605 kHz と 4,000 kHz との間又は 4,000 kHz 及び 27,500 kHz との間の周波数帯で送信及び受信できる無線設備。当該設備は，前-1.(1)の MF 無線設備に含めることとしてもよい。~~
 - (2) 認定された移動衛星業務を用いる船舶地球局
- ~~4. A2 水域内のみの航海に従事し，1997年2月1日前に建造された船舶は，実行可能な場合において，当該船舶が VHF 第16チャンネルの無体聴取をするという条件で，3.2.1(1)及び3.2.1(3)に規定する要件を免除して差し支えない。~~

4.5 を次のように改める。

4.5 無線設備 - ~~A1, A2 及び A3 水域*~~

- ~~-1. A1 水域及び A2 水域を超える航海に従事するが A3 水域内にとどまるで航海に従事する全ての船舶であって 2.の要件を適用しないものは，4.2 の規定に加えて，次の設備を備えなければならない~~
- (1) 3.2.4 に規定する認定された移動衛星業務による通信装置
 - (2) 3.2.2 (3.2.2(2)(b)を除く) に規定する MF 無線設備
 - (3) 船舶から陸上への遭難警報の送信を行うことができる予備の設備であって，次のいずれかの無線通信業務により運用される無線設備
 - (a) 4.3-1(21)に規定する周波数 406MHz による極軌道衛星業務
 - (b) 4.3-1(43)に規定するデジタル選択呼出しを用いる HF
 - (c) 追加の船舶地球局を利用した認定された移動衛星業務
- ~~-2. A1 水域及び A2 水域を超える航海に従事するが A3 水域内にとどまる船舶であって 1.の要件を適用しないものは，4.2 の規定に加えて，次の設備を備えなければならない。~~
- ~~(1) MF/HF 無線設備~~
 - ~~(2) 船舶から陸上への遭難警報の送信を行うことができる設備であって，HF 帯以外の~~

無線通信業務で次のいずれかにより運用される無線設備

~~(a) 4.3-1(2)に規定する周波数 406/121MHz による極軌道衛星業務~~

~~(b) 船舶地球局を利用した認定された移動衛星業務~~

船舶を通常操船する場所から-1.に規定する無線設備によって遭難警報を送信できなければならない。

~~-3. ~~1.(1), 1.(2), 1.(3), 2.(1)及び2.(2)に規定する無線設備による遭難警報の送信は、船舶の通常操船される場所から行うことができるものとする。~~~~

-1.(3)(a)の要件は、次のいずれかの設置により要件を満たすこととしてよい。

(1) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置を船舶の通常操船される場所に近接しかつ緊急時に船舶から浮揚できる場所に設置すること。

(2) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置を前(1)で規定する場所以外に設置する場合、船舶の通常操船される場所から遠隔始動することができるようにすること。

(3) 船舶の通常操船される場所に近接して追加の衛星系非常用位置指示無線標識装置を設置すること。

~~-4. ~~A2 水域内及び A3 水域内のみの航海に従事し、1997年2月1日前に建造された船舶にあっては、当該船舶の通常操船される場所において VHF 第16チャンネルの無体聴守を行う場合に3.2.1(1)及び3.2.1(3)の要件を免除することができる。~~~~

船舶は、更に、次のいずれかの設備により一般無線通信を送信及び受信できなければならない。

(1) 認定された移動衛星業務を用いる船舶地球局

(2) MF/HF 帯で送信及び受信できる無線設備。

-5. 前-4.(1)及び-4.(2)の要件は、前-1.(1)又は-1.(2)で規定される設備に当該能力を追加することにより要件を満たすこととしてよい。

4.6 を次のように改める。

4.6 無線設備 - ~~A1, A2, A3~~ 及び ~~A4~~ 水域*

~~-1. ~~すべての水域の航海に従事する船舶は、4.2の要件に加え、4.5-2により要求される無線設備を備える。ただし、4.5-2(2)(b)の規定する設備は、4.5-2(2)(a)の規定により要求される設備の代替とは認められない。更に、当該船舶は4.5-3の規定に適合するものとする。~~~~
A4 水域内で航海に従事する全ての船舶は、4.2の規定に加えて、次の設備を備えなければならない。

(1) 3.2.3 に規定する MF/HF 無線設備

(2) 周波数 406 MHz による衛星業務を通じた船舶から陸上への遭難警報の送信を行うことができる予備の設備

~~-2. ~~A2, A3 及び A4 水域内のみの航海に従事し、1997年2月1日前に建造された船舶にあっては、当該船舶が通常操船する場所において VHF 第16チャンネルの無体聴守を行う場合に3.2.1(1)及び3.2.1(3)の要件を免除することができる。~~~~

船舶を通常操船する場所から-1 に規定する無線設備によって遭難警報を送信できなければならない。

-3. -1.(2)の要件は、次のいずれかの設置により要件を満足することとしてよい。

- (1) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置を船舶の通常操船される場所に近接しかつ緊急時に船舶から浮揚できる場所に設置すること。
- (2) 3.2.7 に規定する衛星系非常用位置指示無線標識装置を前(1)で規定する場所以外に設置する場合、船舶の通常操船される場所から遠隔始動することができるようにすること。
- (3) 船舶の通常操船される場所に近接して追加の衛星系非常用位置指示無線標識装置を設置すること。

4.7 を次のように改める。

4.7 相互通信装置等

4.7.1 一般

- 1. 遭難警報に船舶の位置情報を自動的に取込むことのできるすべての相互通信装置 (VHF, MF/HF 及び認定された移動衛星業務によるもの) は、当該位置情報を衛星航法装置から自動的に取得できるように措置されたものでなければならない。~~このように措置されない~~相互通信装置が故障した場合については、航行中、4 時間を超えない間隔で手動により当該船舶の位置情報を更新して、常時送信可能なようにしておかなければならない。位置情報の取得については、IMO 決議 MSC.511(105), MSC.512(105), MSC.513(105)を参照すること。
- 2. (省略)

4.8 を次のように改める。

4.8 保守要件

- 1. 設備は、微細な再校正又は再調整を要することなく、その主要なユニットを容易に交換することができるように設計されていなければならない。
- 2. 設備は、可能な場合には、検査及び船上保守を行うために容易に近付き得るように組立て及び備えられていなければならない。
- 3. IMO 決議 A.694(17), IMO 決議 A.813(19)及び IMO 決議 MSC/Circ.862 を参考にして、設備を適正に運用し、維持するため適切な情報が提供されていなければならない。
- 4. 設備を維持するため、適当な工具及び予備品が備えられていなければならない。
- 5. A1 水域~~及び~~又は A2 水域の航海に従事する船舶は、設備の二重化、陸上保守若しくは船上保守又はこれらを組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。
- 6. A3 水域~~及び~~又は A4 水域の航海に従事する船舶は、設備の二重化、陸上保守又は船上保守のうち少なくとも2つの方法を組み合わせることにより設備が確実に利用できるようになっていなければならない。
- 7. この規則に定めるすべての機能要件に確実に適合するよう設備を良好な作動状態に維持するため、あらゆる合理的な措置がとられていなければならない。
- 8. 衛星系非常用位置指示無線標識装置は、運用上の効率のすべての側面に関し、特に運用上の周波数、符号、登録の発信の確認について、IMO 決議 MSC.1/Circ.1040/Rev.2 及び

MSC.514(105)を参考にしてて船上でまたは承認された試験施設において、次の間隔で実施する。

(1) 旅客船の場合、旅客船安全証書の満了の日前の3か月以内

(2) 貨物船の場合、貨物安全無線証書の満了の日前の3か月以内又は検査基準日の前後3か月以内

加えて、衛星系非常用位置指示無線標識装置は、本会が適当と認める保守指針に基づき、承認された陸上保守施設において5年を超えない間隔でメンテナンスを受けなければならない。

4.9 を次のように改める。

4.9 無線救命設備

4.9.1 双方向 VHF 無線電話装置*

-1. 旅客船及び総トン数 500 トン以上の貨物船は、少なくとも三つの双方向 VHF 無線電話装置を備える。総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船には、少なくとも二つの双方 VHF 無線電話装置を備えなければならない。当該双方向 VHF 無線電話装置は、持ち運び式にするか生存艇に取り付けることとして差し支えない。持ち運び式の当該双方向 VHF 無線電話装置は、船橋で保管することとして差し支えない。

-2. すべての旅客船には、通常船舶が航海する場所から、航空用の周波数 121.5 MHz 及び 123.1 MHz を利用して、捜索救助のための双方向無線通信に関する手段を設けなければならない。当該手段は持ち運び式として差し支えない。

4.9.2 ~~生存艇用レーダー・トランスポンダ~~SART 及び生存艇用 AIS-SART

-1. 旅客船及び総トン数 500 トン以上の貨物船の各舷には、少なくとも一つのレーダー・~~トランスポンダ~~SART または AIS-SART を備えなければならない。総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船には、少なくとも一つのレーダー・~~トランスポンダ~~SART または AIS-SART を備えなければならない。

-2. レーダー・~~トランスポンダ~~SART または AIS-SART は、*SOLAS* 第 3 章 31.1.4 で規定される救命いかだを除いたいかなる生存艇にも迅速に設置することができる場所に積み付ける。もしくは、当該装置の一つは、*SOLAS* 第 3 章 31.1.4 で規定される救命いかだを除いた生存艇に積み付けなければならない。

-3. 前-1.の規定により少なくとも 2 つのレーダー-SART 又は AIS-SART を備え、自由降下進水式救命艇を備える船舶の場合には、1 台のレーダー-SART 又は AIS-SART を自由降下進水式救命艇に備え、その他のレーダー-SART 又は AIS-SART は船内での使用及びその他の救命艇及び救命いかだのいずれへの移設が行えるよう、船橋に極めて近い場所に取り付けなければならない。

4.10 電源

4.10.3 を次のように改める。

4.10.3 補助電源*

-1. 船舶には，主電源及び非常電源が故障した場合に，遭難，緊急及び安全に関する無線通信を行うことができるよう無線設備に給電する補助電源を備えなければならない。当該補助電源は，本規則の規定により要求される VHF 無線設備並びに当該船舶の従事する水域に応じ，要求される MF 無線設備，MF/HF 無線設備，認定された移動衛星業務による通信装置のうちいずれかの設備並びに-3.，-4.及び-7.に規定する追加の負荷に対し，少なくとも次の時間，同時に給電することができなければならない。

- (1) 非常電源を備えた船舶であって 4.10.2 の規定に適合するものについては，1 時間
- (2) 4.10.2 の規定に適合する非常電源を備えていない船舶にあつては，6 時間

5 章 極海を航行する船舶の無線設備

5.3 規則

5.3.1 の表題を次のように改める。

5.3.1 船舶の通信*

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。(日本籍船舶用)

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.16 を次のように改める。

2.16 通信 (SOLAS Chapter III-Reg.6/IV Reg.7)

2.16.1 GMDSS 救命設備

-1. 規則 3 編 2.16.1-3.(2)に規定するただし書きについては、次の船舶に適用する。

- (1) 小型の船舶で浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置を積付ける場所がない又は自動離脱するときに上部の構造物に引っかかるおそれのある船舶
- (2) 浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置の積付けにより漁労作業等に著しい支障をきたす船舶
- (3) 氷結により浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置の自動浮揚装置の作動が妨げられるおそれのある海域を航行する船舶

-2. 規則 3 編 2.16.1-3.(2)に規定するただし書きを前-1.に従って適用した船舶の浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置の積付け方法は次によらなければならない。

- (1) 非常の際に迅速かつ容易に持ち出せるように積付けられていること。
- (2) 積付け位置が明示されていること。

-3. 規則 3 編 2.16.1-4.に規定する「本会が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶」とは、本会に必要な資料を提出し、次に掲げるいずれかの設備をもって非浮揚型極軌道衛星利用衛星系非常用位置指示無線標識装置に代えた船舶をいう。

- (1) HF デジタル選択呼出装置 (規則 4 編 2.1.15-2.により備えたものを除く。)
- (2) ~~インマルサット直接印刷電信若しくはインマルサット無線電話又は管海官庁が差し支えないと認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは管海官庁が差し支えないと認める移動衛星業務による無線電話無線設備 (無線設備規則 4 章において要求されるものを除く。)~~

3 章 救命設備の要件

3.31 を次のように改める。

3.31 双方向無線電話装置

3.31.1 持運び式双方向無線電話装置の一般要件

-1. 規則 3 編 3.31.1(3)に規定する「選択した周波数を明確に識別することができるもの」に関し、チャンネル 16 は特に外部のいかなる射光条件においても確認できるものとする。

-2. 規則 3 編 3.31.1(10)に規定する「手袋」とは、規則 3 編 3.4.1 に規定するイマーショ
ン・スーツの手袋をいう。

-3. 規則 3 編 3.31.1(11)に規定する「電池」は、次に掲げる場合に依り、それぞれの要件に適合するものとする。

(1) 使用者が電池を交換できる場合。

(a) 非常用電池は、黄色又は橙色で色分け又はマーキングされた一次電池であり、かつ、未使用を明示するために再貼付できないシールを貼付していること。

(b) 日常用電池は、非常用電池と明確に区別できるように色分け又はマーキングされていること。

(2) 使用者が電池を交換できない場合には、装置全体に未使用であることを明示するために再貼付できないシールを貼付していること。

-4. 前-3.に加え、一次電池の有効期限は、電池のセルの製造日を開始日として、次の通り計算すること。

有効期限日=製造日+保存寿命

ここで、保存寿命は未使用の電池が装着でき使用可能寿命と一致可能な期間である。

使用可能寿命とは、電池が無線の電源をオンにして使用開始後作動した期間である。

この期間は、IEC 規格 60945 で定義される周囲環境条件で保存の間生じる劣化を考慮して、製造者によって決定される。

また、相手先ブランド名製造者 (OEM) は、最初に消えない字で明確に製造日と有効期限日を機器の外側表面に見えるように表示すること。印字された内容は、IEC 規格 60945 「Table 3. Durability and resistance to environmental conditions for portable equipment」の関連する環境条件に合致したものとすること。

さらに、電池には、再貼付できないシールを削り取ったり等した場合には、表示された有効期限は無効になる旨を警告する表示もすること。

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.1 航海設備

2.1.19 を次のように改める。

2.1.19 ナブテックス受信

-1. 規則 4 編 2.1.19-1.に規定する「加盟国政府」とは、国土交通省 船舶安全法施行規則 第 1 条第 10 項の加盟国政府をいう。

-2. 国際航海に従事する船舶以外の船舶にあつては、日本語ナブテックス受信機海をナブテックス受信機と同等の設備として差し支えない。この場合において当該船舶における「ナブテックス水域」は、「日本語ナブテックス水域（船舶設備規程第 146 条の 10 の 23 の水域を定める告示（平成 4 年運輸省告示第 51 号））」とする。

-3. 規則 4 編 2.1.19-1.に規定する「本会が適当と認める場所」とは、航海船橋上の操舵室及び当該室と隔壁（明らかに部屋を構成するように設けられた壁を含む。）で区切られていない海図室等の区域をいう。ただし、当該区域において遠隔制御装置により連続受信し、印刷又は表示できる場合には、この限りではない。

-4. 規則 4 編 2.1.19-1.にいう「本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶」とは、船舶設備規程第 146 条の 10 の 23 の規定によりナブテックス受信機を施設することを要しない船舶をいう

2.1.23 を次のように改める。

2.1.23 デジタル選択呼出装置

-1. 規則 4 編 2.1.23-1.に規定する「本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶」については、船舶設備規程第 311 条の 22 により MF 無線電話の施設が義務づけされていない船舶をいう。

-2. 規則 4 編 2.1.23-1.及び-2.に規定する「その他の本会が適当と認める場所」については、2.1.21-2.を準用する。

-3. 規則 4 編 2.1.23-2.に規定する「本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶」とは、船舶設備規程第 311 条の 22 により HF 無線電話の施設が義務づけされていない船舶をいう。

~~4.規則 4 編 2.1.23 2.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。~~

22.1.4 を次のように改める。

22.1.4 デジタル選択呼出聴守装置

-1. 規則 4 編 2.1.24-1.に規定する「本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶」については、2.1.23-1.による。

-2. 規則 4 編 2.1.24-1.及び-2.に規定する「本会が適当と認める場所」については、2.1.22-

2.による。

-3. 規則 4 編 2.1.24-2.に規定する「本会が航海の態様等を考慮して差し支えないと認める船舶」については、2.1.23-3.による。

~~4. 規則 4 編 2.1.24-2.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。~~

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

(日本籍船舶用)

3 章 無線設備

3.1 一般

3.1.2 を次のように改める。

3.1.2 機器及び装置

規則 3.1.2 に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、規則 3.2.1 から ~~3.2.9~~3.2.8 の要件に加え、船舶安全法第四条の要件を満足するものをいう。

3.2 無線設備

3.2.6 として次の 1 条を加える。

3.2.6 海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機

規則 3.2.6 の適用上、ナブテックス水域を航行する場合、国際ナブテックス業務により、海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。

ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する場合、国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告 688 の HF の狭帯域直接印刷電信 (NBDP) による受信、または規則 3.2.4(2) でいう移動衛星業務に付加される高機能グループ呼出受信機により、海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。

4 章 通信システム

4.8 電源

4.8.3 補助電源

-3.を削り、-4.及び-5.を-3.及び-4.として次のように改める。

-1. (省略)

-2. (省略)

~~-3. インマルサット通信設備 A 型又は B 型を義務設備とする場合、船舶のジャイロコンパスから船首方位の入力が必要であるので、船舶の主電源及び非常電源が喪失した時でも、当該情報を引続き確実に供給することができる電源設備を備えること。~~

-43. 規則 4.8.3 に規定する補助電源には、衛星航法装置を接続しても差し支えない。この場合、補助電源の容量はこの装置の消費電力を考慮したものとすること。

~~-54. 規則 4.8.3-1.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。~~

5 章 極海を航行する船舶の無線設備

5.3 規則

5.3.1 を次のように改める。

5.3.1 船舶の通信

-1. 規則 5.3.1-2.に規定する音響信号装置は、次を満足するものであること。

(1) 短音（継続時間約 1 秒の吹鳴）及び長音（継続時間 4～6 秒の吹鳴）の組み合わせにより航行中必要な信号を発することができること。

(2) 船尾方向において音圧が最大となるような位置に設置されていること。

(3) 航行する海域において予想される環境条件の下でその機能性を維持するよう設計、製造及び設置されること。

-2. 規則 5.3.1-3.に規定する持ち運び式の双方向 VHF 電話装置は、IMO 決議 MSC.516(105)及び MSC.80(70)の性能基準に従うことを原則とする。

(外国籍船舶用)

2 章 検査

2.2 登録検査

2.2.2 検査

(4)を次のように改める。

規則 2.2.2 でいう登録検査の要件の詳細は次のとおりである。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) ~~本船用レーダー~~SART ~~及び生存艇用レーダートランスポンダ~~

2.3 登録維持検査

2.3.1 定期検査と定期的検査

(4)を次のように改める。

規則 2.3.1 でいう定期検査と定期的検査の要件の詳細は次のとおりである。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) ~~本船用レーダー~~ ~~及び生存艇用レーダートランスポンダ~~SART

3 章 無線設備

3.2 を次のように改める。

3.2 無線設備

3.2.1 VHF 無線設備

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. 規則 3.2.1-2.(1)の船橋両翼からの無線通信を行うことができる装置は、延長コード付き送受話器、固定レセプタクル付き送受話器又は持運び式 VHF 無線電話とすることができる。

-4. VHF 無線設備は、IMO 決議 MSC.511(105)の性能基準に従うことを原則とする。

3.2.2 MF 無線設備

-1. 規則 3.2.2(2)に規定する MF 無線電話は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 送信出力が 60W 以上であること。(J3E 又は H3E の場合は、ピーク包絡線電力、J2B 又は F1B の場合は平均電力)

(2) 周波数の精度は、 $\pm 10\text{Hz}$ 以内であること。

-2. 送信アンテナは、十分な高さがあるものを設置すること。受信アンテナは、送信アンテナから十分な間隔を空けて設置すること。両アンテナは、二重化無線設備又は他の無線設備のアンテナと独立させること。

-3. 規則 3.2.2(3)に規定する MF デジタル選択呼出無休聴守装置は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) MF 無線設備から分離した 2,187.5kHz で作動する専用の無休聴守機器

(2) MF 無線設備と組み合わせた 2,187.5kHz で作動する無休聴守機器

-4. デジタル選択呼出装置のデコーダーを他のデジタル選択呼出受信機に使用する場合は、MF デジタル選択呼出遭難周波数 2,187.5kHz で連続監視を行うこと。

-5. MF 無線設備は IMO 決議 MSC.512(105)の性能基準に従うことを原則とする。

3.2.3 MF/HF 無線設備

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. (省略)

~~-4. 規則 3.2.3(4)に規定する MF/HF 直接印刷電信装置は、NBDP による海岸から船舶への航行警報及び気象警報の自動受信機能を備える必要はない。MF/HF 帯の無線設備の受信機又は HF 帯で作動する専用の海上安全情報受信機で海上安全情報を受信できる設計としてもよい。MF/HF 無線設備は、IMO 決議 MSC.512(105)の性能基準に従うことを原則とする。~~

3.2.4 移動衛星業務による通信装置

-1. 規則 3.2.4 に規定する承認された移動衛星業務のための船舶地球局で追跡アンテナを備える場合、船舶の主電源及び非常用電源が喪失した際に、継続して船舶方位信号が提

供されなければならない。

-2. 高機能グループ呼出受信機は IMO 決議 MSC.306(87), 移動衛星業務のための船舶地球局のうちインマルサット C は IMO 決議 MSC.434(98)及び IMO 決議 MSC.513(105)の性能基準に従うことを原則とする。

3.2.5 本船用レーダー・トランスポンダ=SART 及び AIS-SART

-1. 規則 3.2.5 に規定する船舶用レーダー・トランスポンダ=SART は, 次の要件に適合しなければならない。

- (1) 有効受信感度は, $-50dBm$ 以上であること
- (2) 実効放射電力 (e.i.r.p) は, $400mW$ 以上であること
- (3) 周波数掃引は $9,200$ から $9,500MHz$ の範囲をカバーすること
- (4) レーダ信号の受信から送信までの遅れは, $0.5\mu s$ 以下とすること。
- (5) 主掃引時間は $7.5 \pm 1\mu s$ 以内であること。

-2. レーダーSART は IMO 決議 MSC.510(105)の性能基準, AIS-SART は IMO 決議 MSC.246(83)の性能基準にそれぞれ従うことを原則とする。

3.2.6 国際ナブテックス受信機海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機

-1. 海上安全情報及び捜索救助関連情報は, 船舶を通常操船する場所で監視されなければならない。

-2. MF 帯にて受信する海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機 (国際ナブテックス受信機) は, 周波数 $518 kHz$ 及びナブテックス情報の伝送のために認められた $518 kHz$ 以外の 2 つ以上の周波数のいずれかを同時に受信することができるものでなければならない。

-3. 規則 3.2.6 の適用上, ナブテックス水域を航行する場合, 国際ナブテックス業務により, 海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。

ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する場合, 国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) の勧告 688 の HF の狭帯域直接印刷電信 (NBDP) による受信, または規則 3.2.4(2) でいう移動衛星業務に付加される高機能グループ呼出受信機により, 海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信できること。

-4. 海上安全情報及び捜索救助関連情報受信機は IMO 決議 MSC.508(105)の性能基準に従うことを原則とする。

3.2.7 衛星系非常用位置指示無線標識

- 1. (省略)
- 2. (省略)
- 3. (省略)

-4. 衛星系非常用位置指示無線標識は IMO 決議 A.662(16), IMO 決議 MSC.471(101)の性能基準に従うことを原則とする。

3.2.8 双方向 VHF 無線電話装置

-1. 規則 3.2.8 に規定する双方向 VHF 無線電話装置は, 次の要件に適合しなければならない。

- (1) 実効輻射電力は, $0.25W$ 以上でなければならない
- (2) 周波数許容偏差は $\pm 10^{-6}$ 分の 10 以内であること

-2. 双方向 VHF 無線電話装置は IMO 決議 MSC.515(105)の性能基準に従うことを原則と

する。

~~3.2.9 生存艇用レーダー・トランスポンダ~~

~~規則 3.2.9 に規定する生存艇用レーダー・トランスポンダは、上記 3.2.5 に規定された要件に適合しなければならない。~~

4 章 通信システム

4.2 を削除する。

~~4.2 無線設備の基本要件~~

~~規則 4.2-2.(1)の船橋両翼からの無線通信を行うことができる装置は、延長コード付き送受話器、固定レセプタクル付き送受話器又は持運び式 VHF 無線電話とすることができる。~~

4.3 として次の 1 節を加える。

4.3 無線設備 - A1 水域

「通常操船される場所に近接しかつ緊急時船舶から浮揚できる場所」とは、垂直梯子でアクセスしない船橋ウイング、階段でアクセスできる船橋の直上のデッキ等をいう。

4.4 を次のように改める。

~~4.4 無線設備 - A1 及び A2 水域~~

~~規則 4.4-1.(1) の MF 無線設備の代わりに MF/HF 無線設備を備えることができる。この場合 HF での狭帯域直接印刷電信装置 (NBDDP) は要求されない。「通常操船される場所に近接しかつ緊急時船舶から浮揚できる場所」とは、垂直梯子でアクセスしない船橋ウイング、階段でアクセスできる船橋の直上のデッキ等をいう。~~

4.5 を次のように改める。

~~4.5 無線設備 - A1, A2 及び A3 水域~~

~~-1. (省略)~~

~~-2. 「通常操船される場所に近接しかつ緊急時船舶から浮揚できる場所」とは、垂直梯子でアクセスしない船橋ウイング、階段でアクセスできる船橋の上等をいう。~~

4.6 として次の 1 節を加える。

4.6 無線設備 - A4 水域

「通常操船される場所に近接しかつ緊急時船舶から浮揚できる場所」とは、垂直梯子でアクセスしない船橋ウイング、階段でアクセスできる船橋の直上のデッキ等をいう。

4.8 を次のように改める。

4.8 保守要件

- 1. (省略)
- 2. (省略)
- 3. 規則 4.8.5-5.または-6.で装置の二重化を選択した場合、~~VHF 無線設備を二重化し、~~適用海域に応じて必要となる無線設備も二重化しなければならない。~~主設備の故障時に運用される二重化設備は、主設備に規定されたすべての要件に適合しなければならない。ただし、~~主管庁による特別な指示がない限り、VHF デジタル選択呼出無休聴守装置は、二重化する必要はない。

4.9 として次の 1 節を加える。

4.9 無線救命設備

4.9.1 双方向 VHF 無線電話装置

- 1. 規則 4.9.1-1.規定する双方向 VHF 電話装置は、IMO 決議 MSC.515(105)の性能基準に従うことを原則とする。
- 2. 規則 4.9.1-2.に規定する持ち運び式の双方向 VHF 電話装置は、IMO 決議 MSC.516(105)及び MSC.80(70)の性能基準に従うことを原則とする。

4.10 電源

4.10.3 を次のように改める。

4.10.3 補助電源

- 1. (省略)
- 2. (省略)
- ~~-3. インマルサット通信設備 A 型又は B 型を義務設備とする場合、船舶のジャイロコンパスから船首方位の入力が必要であるので、船舶の主電源及び非常電源が喪失した時でも、当該情報を引続き確実に供給することができる電源設備を備えること。~~
- 4. (省略)

5 章 極海を航行する船舶の無線設備

5.3 規則

5.3.1 として次の 1 条を加える。

5.3.1 船舶の通信

規則 5.3.1-3 に規定する持ち運び式の双方向 VHF 電話装置, IMO 決議 MSC.516(105)及び MSC.80(70)の性能基準に従うことを原則とする。